

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年1月13日

**【発行者名】** D I A Mアセットマネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 西 惠正

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

**【事務連絡者氏名】** 上野 圭子

**【電話番号】** 03-3287-3110

**【届出の対象とした募集内国投資信託 D I A M高金利通貨ファンド  
受益証券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託 1,000億円を上限とします。  
受益証券の金額】**

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

D I A M高金利通貨ファンド

また、愛称として「通貨セレクション」という名称を用いる場合があります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド）といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ 計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（委託会社の略称：D I A M、当ファンドの略称：通貨セレクシ）

#### （５）【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

販売会社によっては、各種の手数料優遇措置が適用される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### （６）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

当初元本は1口当たり1円です。

#### （７）【申込期間】

継続申込期間：平成28年1月14日から平成29年1月11日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ロンドンの銀行、またはルクセンブルグの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

#### （８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### （９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

#### （10）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

また、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

### （参考）

#### 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、契約型追加型投資信託のうち、ファンド・オブ・ファンズに属します。

当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

円建ての外国籍投資信託である「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」および円建ての国内籍投資信託である「国内債券バッシブ・ファンド・マザーファンド」を通じて、為替予約取引を活用する他、短期金融商品、国内債券等に投資します。

- ◆「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」および「国内債券バッシブ・ファンド・マザーファンド」への投資比率は、通常の状態においては「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」への投資を中心とします(注)が、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資信託証券の収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案の上決定することを基本とします。

(注) 通常の状態においては「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」への投資比率は概ね90%以上をめどとします。

- ◆投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

#### 1 世界の中で相対的に高い短期金利収入(インカムゲイン)の獲得と、中長期的な信託財産の成長をめざします。

- 相対的に金利の高い通貨を選定し、当該国(\*)の短期金利の獲得を狙います。
- 短期金利上昇によるインカムゲインの増加も期待できます。
- 通貨配分は均等とすることを基本とします(\*\*)。
- 主としてDIAM International Ltdが運用する外国投資信託に投資を行います。外国投資信託では、主に為替予約取引(NDFを含みます)を活用し、短期債券等にも投資します。

(\*) 当初組入時においてBB-/Baa3以上の信用格付が付与されている国を対象とします。格付機関は、S&P社またはMoody's社とし、両社が格付を付与している場合にはどちらか高いほうを格付の基準とします。

(\*\*) ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性や市場規模、投資規制などを勘案し、投資比率を決定します。したがって均等とされない場合があります。

#### 2 投資対象国通貨が対円で高くなる場合(円安)には、為替益(キャピタルゲイン)の獲得も期待できます。

- 投資対象には、今後通貨の切り上げが期待される新興国(\*)通貨を含みます。
- 通貨分散を行うことで、単一通貨に投資する場合に比べ、リスクの低減が期待できます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

(\*) 新興国とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。

#### 3 毎月決算を行い、分配を行います。

- 毎月11日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として利子配当等収益を中心に分配を行います。
- 毎年4月、10月の決算日には、利子配当等収益に売買益(評価益を含みます)等を加えた額から分配を行います。

収益分配のイメージ図



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

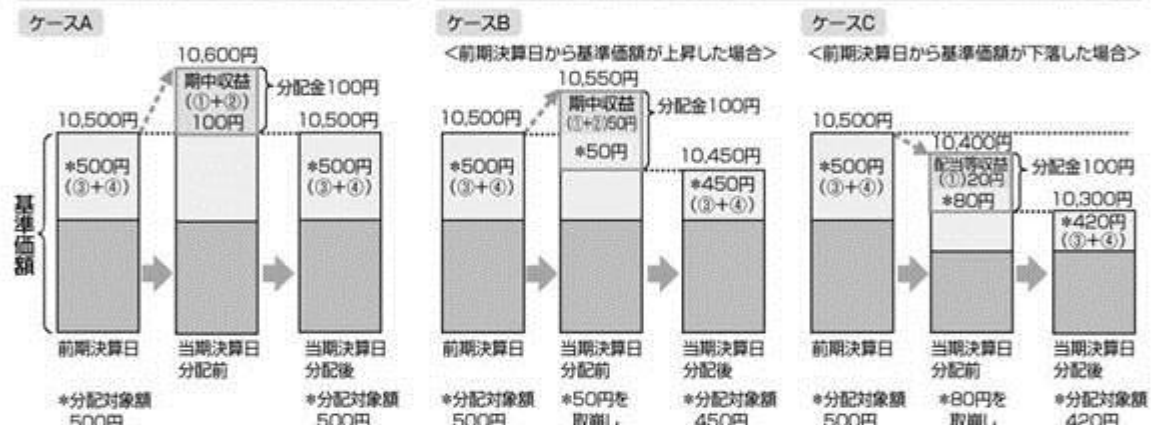
### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

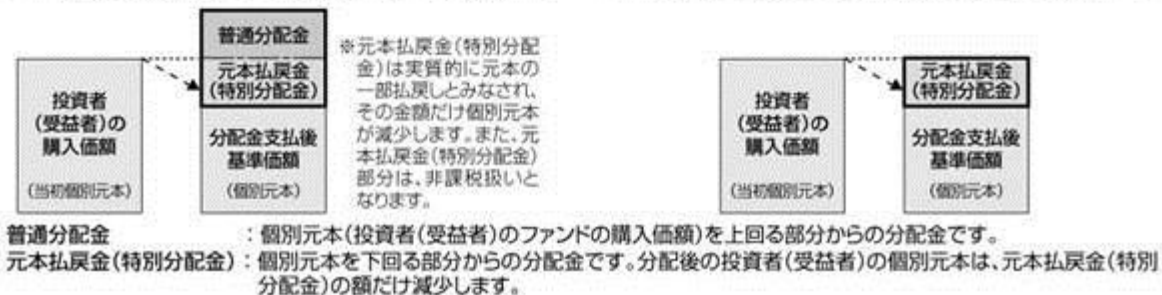
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



## 商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類定義

## 単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## 投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 投資対象資産

「債券」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。



## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年4回	日本	ファミリー ファンド	あり ( )
クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	北米		
不動産投信	年12回 (毎月)	欧州		
その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	アジア		
資産複合 ( )	日々	オセアニア		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分定義

## 投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。

## 決算頻度

「年12回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

### 投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### 投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」とは「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

### 為替ヘッジ

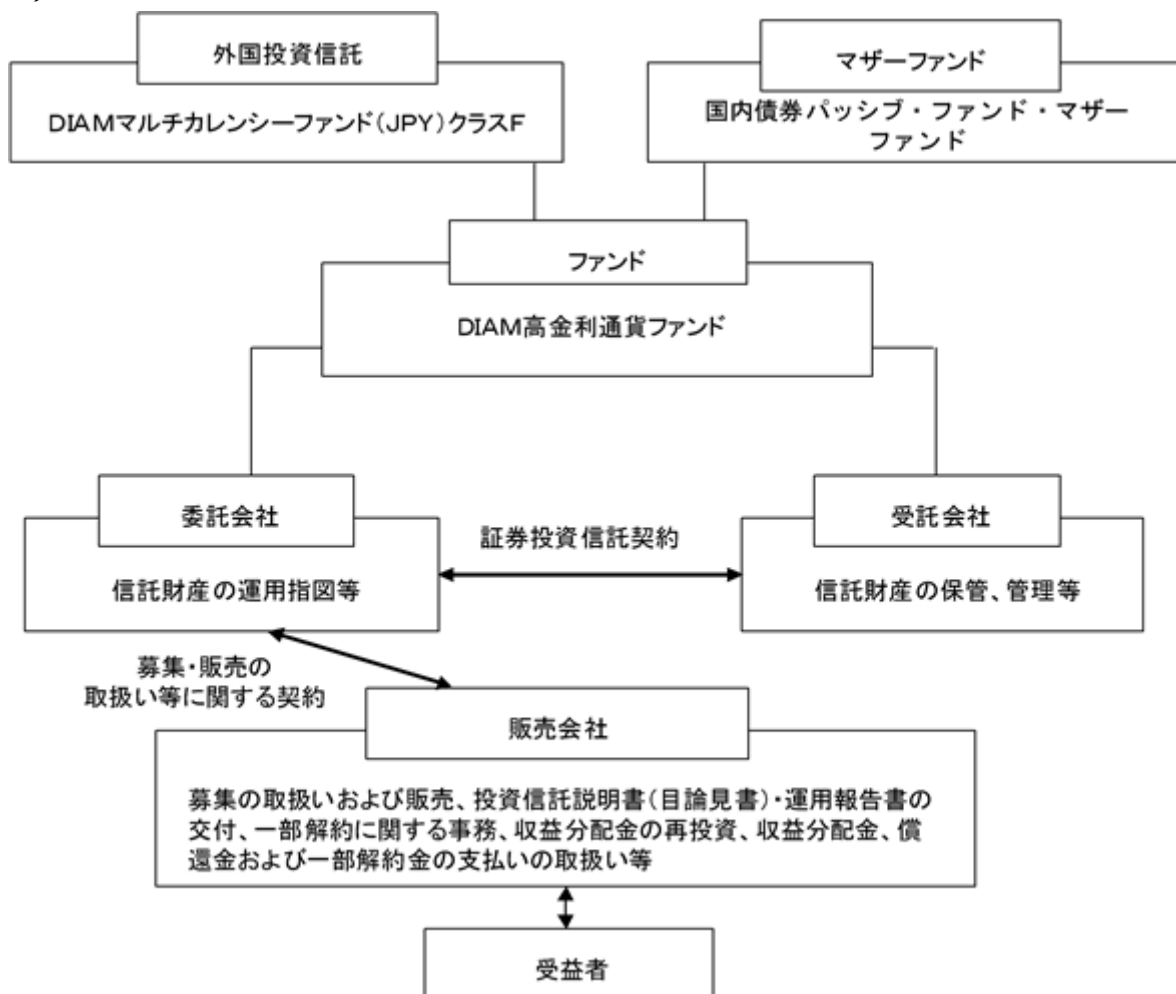
「なし」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## （２）【ファンドの沿革】

平成19年12月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】



委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定してのものであります。

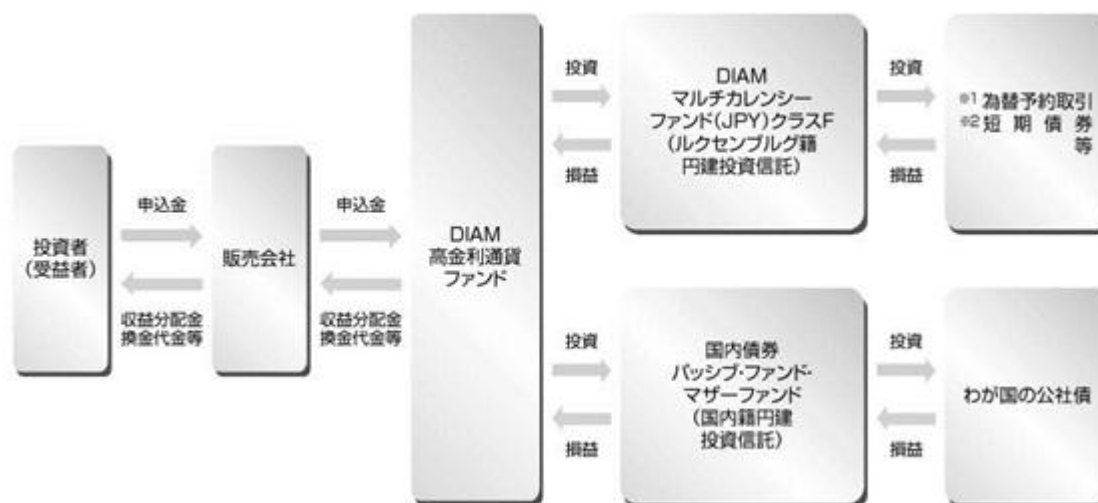
・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

## ファンド・オブ・ファンズの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数のファンドを投資対象とし、それらを組み合わせて運用する仕組みです。



コマーシャルペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

- 1 新興国を含む世界各国の通貨を対象とした為替予約取引等を活用します。原則として予約期間は6ヵ月以内とします。
- 2 短期債券等とは、日本国債および新興国を含む世界の国の通貨建て債券（国債、政府機関債、国際機関債等）およびコマーシャルペーパーを示します。

組入投資信託証券の詳細は、「ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

## 委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在地：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 資本金の額

20億円（平成27年10月30日現在）

## 委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日 会社設立

平成10年 3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月 1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月 1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年 1月 1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

## 大株主の状況

（平成27年10月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## &lt;基本方針&gt;

この投資信託は、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

## &lt;投資対象&gt;

円建ての外国籍投資信託である「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券および円建ての国内籍投資信託である「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、コマーシャルペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

## &lt;投資態度&gt;

「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券および「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券への投資を中心とします<sup>（注）</sup>が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案の上決定することを基本とします。

（注）通常の状態においては「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券への投資比率は概ね90%以上をめどとします。

投資対象ファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### 有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍円建外国投資信託であるD I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスFの受益証券およびD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

#### 金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と定めるときは、委託会社は、信託金を、上記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(約款第16条第3項)

## 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF
形態	ルクセンブルグ籍 円建外国投資信託
主要投資対象	<p>日本国債および新興国を含む世界の国の通貨建て債券(国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、資産担保証券等)およびコマーシャルペーパー等の短期証券を主要投資対象とします。なお、投資対象債券は、自国通貨建長期債務格付がAA-格（S&amp;P社）もしくはAa3格（Moody's社）以上、または短期格付がA-1格（S&amp;P社）もしくはP-1格（Moody's社）のものに限ります。（ただし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。）</p> <p>新興国を含む世界の国の通貨に関する為替予約取引（NDF<sup>（注）</sup>を含みます）、為替先渡取引等の金融派生商品を活用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（注）NDF（ノン・デリバブル・フォワード）について</p> <p>当ファンドは為替予約取引を活用しますが、一部の通貨では為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用します。NDFは通常の為替予約取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、金利裁定（割高や割安を是正する市場のメカニズム）が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、NDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。</p> <p>外国為替市場の混乱等によりNDFが利用できなくなった場合には、投資対象国通貨への投資ができなくなるなどファンドの運用方針に沿った運用ができなくなるリスクもあります。同様のことが通常の為替予約取引についてもいえますが、特にNDFは為替予約取引に比べて流動性が乏しくなることがあるため、そのリスクが高くなります。</p> </div>

## 投資態度

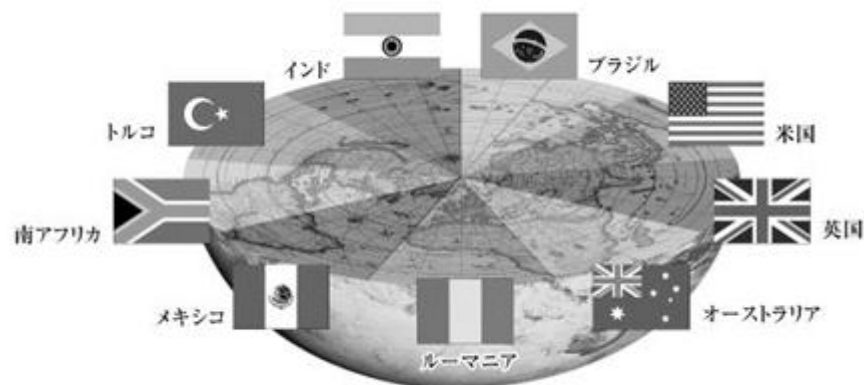
新興国を含む世界の中で、相対的に金利の高い複数の通貨を選定し、当該通貨を買い持ちする為替予約取引を活用することで実質的に当該通貨建て金利の獲得をめざします。

複数の通貨を選定し、分散投資することでポートフォリオ全体のリスクの低減を図ります。

通貨の選定に当たっては、一定の信用格付<sup>(注)</sup>以上を有する国の通貨の中から、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を勘案し、相対的に金利の高い8通貨を選定することを基本とし、そのうち1通貨は米ドル、英ポンド、ユーロの主要3通貨の中から選定することとします。なお、通貨の選定においては、金利水準に加え、ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を勘案することから、必ずしも相対的に金利の高い上位8通貨が選定されるとは限りません。またファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を考慮して、選定通貨数を8としない場合があります。選定する通貨については、原則として定期的に見直すことを基本とします。

(注)当初組入れ時において、S&P社もしくはMoody's社の自国通貨建長期債務格付がBB-もしくはBa3格以上を取得している国の通貨とします。(ただし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。)

平成27年11月末時点の投資対象国通貨は下記の通りです。当ファンドが今後も下記の通貨に投資するとは限りません。





	<p>通貨のエクスポージャーについては、原則として選定した通貨のエクスポージャーをフルに維持します。また通貨別のエクスポージャーについては、原則として等分とすることを基本とし、ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を考慮して最終決定します。このため等分としない場合があります。</p> <p>為替予約取引の取引相手先は、S&amp;P社もしくはMoody's社の発行体格付がA-もしくはA3格以上を取得している金融機関とします。（ただし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。）また、原則として複数の取引相手先と取引を行うこととします。</p> <p>為替予約取引の期間は原則として6ヵ月以内とします。</p> <p>株式への直接投資は行いません。</p> <p>外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p>
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額の0.26%(年率)とします。
その他の費用	<p>信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時に売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。またファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年以内に償却します。（注）</p> <p>(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
運用会社	DIAM International Ltd
運用プロセス	<pre> graph TD     A[マクロ経済環境分析] --&gt; B[投資対象市場分析]     B --&gt; C[投資アロケーション決定]     C --&gt; D[執行]   </pre> <p>マクロ経済環境分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1)マクロ分析（景気、物価、経済政策、政治等）</li> <li>2)市場分析（需給、流動性、購買力平価、実質実効為替レート等）</li> <li>3)スプレッド分析（対ドル、対ユーロなどの金利スプレッド）</li> <li>4)テクニカル分析（罫線、移動平均等）</li> </ul> <p>投資対象市場分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 短期見通し（1ヵ月以内）</li> <li>2) 中期見通し（6ヵ月）</li> </ul> <p>投資アロケーション決定</p> <p>マクロ経済環境分析及び投資対象市場分析の結果を踏まえて配分を決定</p> <p>執行</p>

主な投資制限	有価証券の空売りは行いません。 純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません。 デリバティブの使用目的はヘッジ目的に限定しません。
--------	--

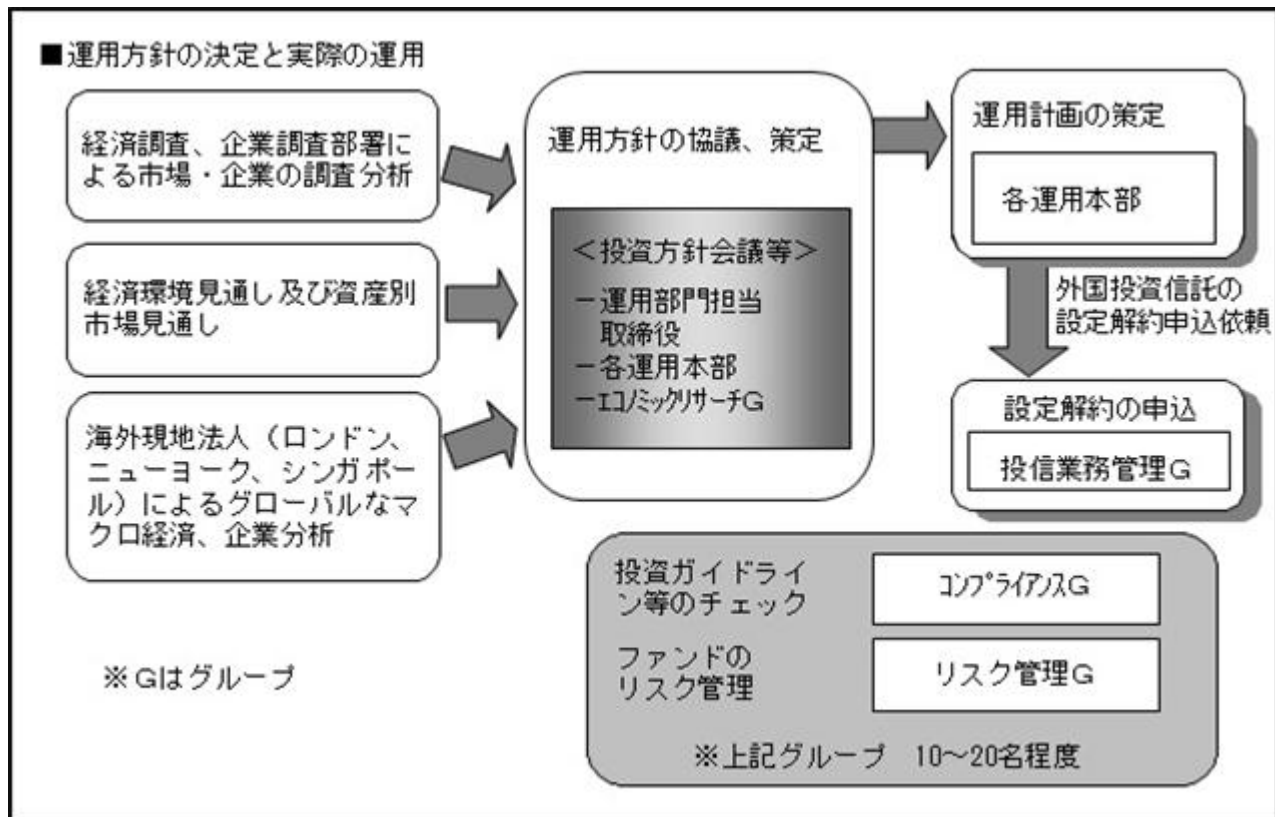
ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
形態	国内籍 契約型証券投資信託
投資方針および主要投資対象	<p>わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA - B P I 総合<sup>(注)</sup>に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</p> <p>(注)NOMURA - B P I 総合は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。</p>
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	<p>有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用等<sup>(注)</sup></p> <p>(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。</p>
運用会社 (委託会社)	D I A Mアセットマネジメント株式会社

運用プロセス	<p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA - B P I 総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 債券種別・格付から発生するベンチマーク乖離要因 金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因 、 が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年限構成変化要因</li> <li>・ 指数構成銘柄変更</li> <li>・ リスク量の変更</li> <li>・ クーボン、償還再投資</li> </ul> <pre> graph TD     A[NOMURA-BPI総合構成銘柄] --&gt; B[対象銘柄群]     B --&gt; C[計量モデル]     C --&gt; D[最適化ポートフォリオ]     D --&gt; E[日次・月次モニタリング]     D --&gt; C     D --&gt; B     F[流動性基準等を勘案した対象銘柄群設定] --&gt; B     G[金利の期間構造・スプレッド変動リスク] --&gt; C     H[インデックスとの乖離を管理・調整 1.年限構成変化要因 2.指数構成銘柄変更 3.リスク量の変更 4.クーボン・償還再投資] --&gt; C   </pre>
--------	---

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りません。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>
--------	---

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## ( 3 ) 【運用体制】



経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部の運用担当者、エコミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報も参考にされます。

外国投資信託の設定解約の申込については、投信業務管理グループで行われます。なお、国内債券の発注は、債券運用本部で執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

マザーファンドを通じたファンドの実質的な運用体制を記載しております。

上記体制は平成27年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ( 4 ) 【分配方針】

## 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月11日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

## 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」という。）を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

## 2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。毎年4月、10月の決算時には、原則として利子配当益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

## 3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 収益分配方式

(1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1)信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

投資対象ファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

非株式割合については制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款第19条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託業者または販売会社による自己設定が行われる場合も含まれます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額に制限を設けません。

資金の借入れ（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

#### < 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### 為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性も



あります。当ファンドでは、実質組入外貨建資産（派生商品を含みます。）に対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

#### 信用リスク

当ファンドが外国投資信託への投資を通じて実質的に行う為替予約取引のカウンターパーティが経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、基準価額が下がる要因となります。また、当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

#### 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

#### 金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

#### カントリーリスク

当ファンドが外国投資信託への投資を通じて実質的に投資を行う通貨や債券の発行者の属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

#### < 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### <その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

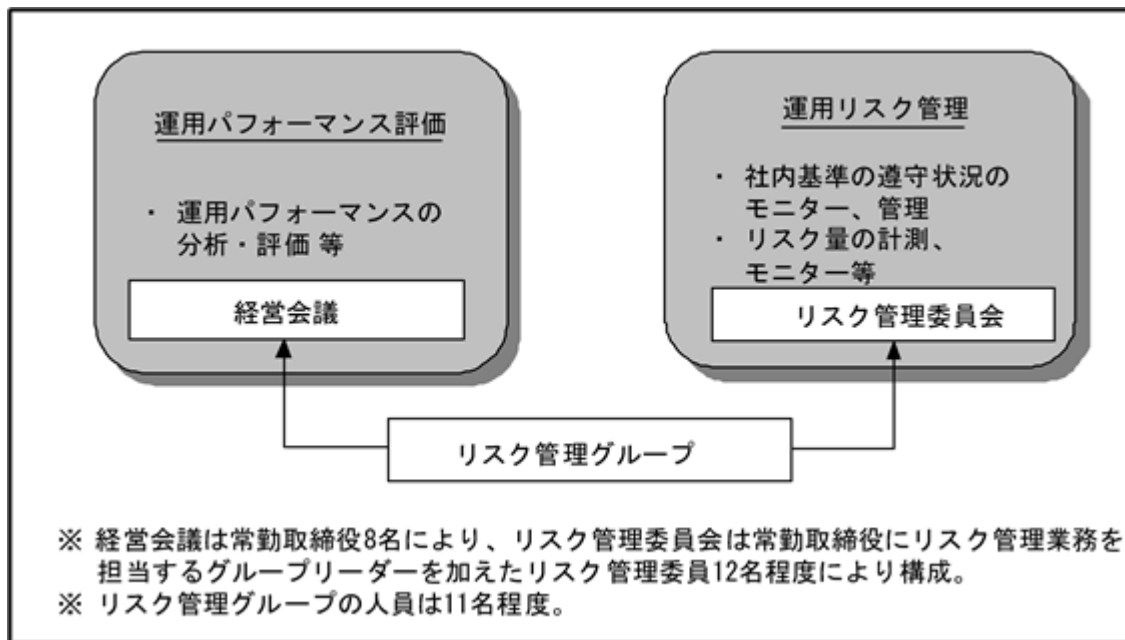
上記に加えて解約の場合には、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、決済機能の停止、市場の閉鎖、投資先外国投資信託の解約の受付が中止された場合、一定期間において大量の一部解約請求が生じた場合には、解約のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた解約のお申込みの受付を取り消すことがあります。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められた信託期間の途中で信託の終了（繰上償還）する場合があります。

#### ・注意事項

- イ．当ファンドは、投資信託証券など値動きのある有価証券（実質的に外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## &lt; 運用評価・運用リスク管理体制 &gt;



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

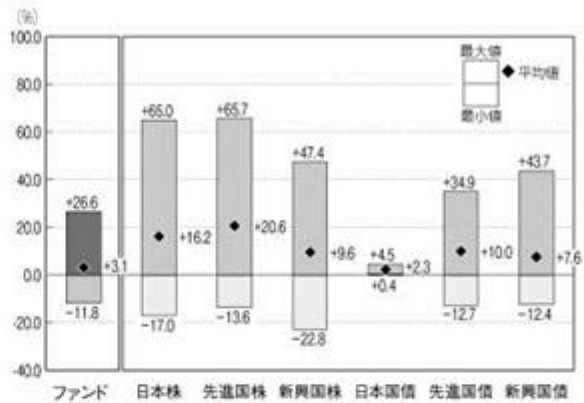
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成27年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)****ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移**

\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較**

2010年11月～2015年10月

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

**\*各資産クラスの指数**

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス (円ベース、配当込み)
  - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円ベース、配当込み)
  - 日本国債…NOMURA-BPI国債
  - 先進国債…シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
  - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

- 「東証株価指数 (TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

販売会社によっては、各種の手数料優遇措置が適用される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.864%（税抜0.80%）  信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率  信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.25%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.51%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率0.26%		
実質的な負担	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.124%（税抜1.06%）（概算）  上記はファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組み入れた状態を想定しています。</p>		

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## (4)【その他の手数料等】

## 1. 信託財産留保額

ありません。

## 2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる費用等は、間接的に当ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	主な費用
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用等
D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF	ファンド設立にかかる費用、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

###### 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

###### 換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成28年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動引き投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成27年10月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	741,792,708	97.28
内 ルクセンブルグ	741,792,708	97.28
親投資信託受益証券	11,902,566	1.56
内 日本	11,902,566	1.56
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	8,849,719	1.16
純資産総額	762,544,993	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

## 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年10月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	345,971,146,300	81.89
内 日本	345,971,146,300	81.89
地方債証券	27,955,191,549	6.62
内 日本	27,955,191,549	6.62
特殊債券	24,326,598,332	5.76
内 日本	24,326,598,332	5.76
社債券	22,454,703,860	5.31
内 日本	21,848,609,860	5.17
内 アメリカ	305,836,000	0.07
内 オランダ	200,440,000	0.05
内 イギリス	99,818,000	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,797,608,939	0.43
純資産総額	422,505,248,980	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

平成27年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	D I A Mマルチカレンシー ファンド( J P Y )クラスF ルクセンブルグ	投資信託受益 証券	187,038	4,026.80 753,165,668	3,966.00 741,792,708	- -	97.28%
2	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券	9,608,918	1.2376 11,892,957	1.2387 11,902,566	- -	1.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

平成27年10月30日現在

種類	投資比率
投資信託受益証券	97.28%
親投資信託受益証券	1.56%
合計	98.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

## 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年10月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	339回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.61 4,527,470,000	101.17 4,552,740,000	0.400000 2025/6/20	1.08%
2	114回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.80 4,536,370,000	100.83 4,537,530,000	0.300000 2018/9/20	1.07%
3	118回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.34 4,515,420,000	100.68 4,530,960,000	0.200000 2019/6/20	1.07%
4	117回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.38 4,517,310,000	100.64 4,528,800,000	0.200000 2019/3/20	1.07%
5	103回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.53 4,523,850,000	100.41 4,518,495,000	0.300000 2017/3/20	1.07%
6	106回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	4,500,000,000	100.37 4,516,830,000	100.37 4,516,875,000	0.200000 2017/9/20	1.07%

7	122回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	4,500,000,000	99.98 4,499,535,000	100.32 4,514,805,000	0.100000 2019/12/20	1.07%
8	105回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	4,500,000,000	100.33 4,515,210,000	100.32 4,514,580,000	0.200000 2017/6/20	1.07%
9	116回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	4,200,000,000	100.44 4,218,634,000	100.59 4,224,906,000	0.200000 2018/12/20	1.00%
10	338回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	4,000,000,000	100.29 4,011,620,000	101.32 4,053,080,000	0.400000 2025/3/20	0.96%
11	123回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	4,000,000,000	100.07 4,003,155,000	100.32 4,013,080,000	0.100000 2020/3/20	0.95%
12	124回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	4,000,000,000	100.18 4,007,435,000	100.32 4,012,920,000	0.100000 2020/6/20	0.95%
13	325回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,800,000,000	104.19 3,959,590,000	104.96 3,988,480,000	0.800000 2022/9/20	0.94%
14	313回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,500,000,000	106.99 3,744,845,000	106.72 3,735,410,000	1.300000 2021/3/20	0.88%
15	305回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,500,000,000	105.57 3,694,982,000	105.25 3,683,925,000	1.300000 2019/12/20	0.87%
16	332回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,500,000,000	102.17 3,576,060,000	103.52 3,623,515,000	0.600000 2023/12/20	0.86%
17	102回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	3,500,000,000	100.48 3,517,010,000	100.33 3,511,795,000	0.300000 2016/12/20	0.83%
18	125回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	3,500,000,000	100.27 3,509,515,000	100.31 3,511,060,000	0.100000 2020/9/20	0.83%
19	297回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,300,000,000	104.98 3,464,571,000	104.34 3,443,319,000	1.400000 2018/12/20	0.81%
20	334回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,300,000,000	101.75 3,357,810,000	103.39 3,411,903,000	0.600000 2024/6/20	0.81%
21	330回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,200,000,000	103.86 3,323,592,000	105.14 3,364,512,000	0.800000 2023/9/20	0.80%
22	107回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	3,300,000,000	100.39 3,313,068,000	100.41 3,313,662,000	0.200000 2017/12/20	0.78%
23	289回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,200,000,000	104.09 3,330,912,000	103.17 3,301,696,000	1.500000 2017/12/20	0.78%

24	3 2 1 回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,000,000,000	105.40 3,162,060,000	105.93 3,177,990,000	1.000000 2022/3/20	0.75%
25	2 9 6 回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,000,000,000	105.05 3,151,770,000	104.28 3,128,550,000	1.500000 2018/9/20	0.74%
26	3 3 3 回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,000,000,000	102.47 3,074,385,000	103.46 3,103,920,000	0.600000 2024/3/20	0.73%
27	3 3 5 回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	3,000,000,000	100.73 3,022,005,000	102.48 3,074,460,000	0.500000 2024/9/20	0.73%
28	3 0 1 回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,900,000,000	105.97 3,073,208,000	105.39 3,056,542,000	1.500000 2019/6/20	0.72%
29	1 1 3 回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	3,000,000,000	100.76 3,023,040,000	100.77 3,023,220,000	0.300000 2018/6/20	0.72%
30	3 5 5 回 利付国庫債券（2年） 日本	国債証券	3,000,000,000	100.17 3,005,100,000	100.17 3,005,310,000	0.100000 2017/8/15	0.71%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

平成27年10月30日現在

種類	投資比率
国債証券	81.89%
地方債証券	6.62%
特殊債券	5.76%
社債券	5.31%
合計	99.57%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

直近日（平成27年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成20年4月11日)	2,272	2,289	0.8908	0.8973
第2特定期間末 (平成20年10月14日)	7,314	7,391	0.6719	0.6789
第3特定期間末 (平成21年4月13日)	10,112	10,221	0.6509	0.6579
第4特定期間末 (平成21年10月13日)	9,607	9,682	0.6435	0.6485
第5特定期間末 (平成22年4月12日)	7,776	7,836	0.6506	0.6556
第6特定期間末 (平成22年10月12日)	5,408	5,456	0.5713	0.5763
第7特定期間末 (平成23年4月11日)	4,501	4,539	0.5893	0.5943
第8特定期間末 (平成23年10月11日)	2,692	2,721	0.4531	0.4581
第9特定期間末 (平成24年4月11日)	2,324	2,349	0.4665	0.4715
第10特定期間末 (平成24年10月11日)	1,908	1,926	0.4171	0.4211
第11特定期間末 (平成25年4月11日)	1,598	1,607	0.5137	0.5167
第12特定期間末 (平成25年10月11日)	1,273	1,282	0.4505	0.4535
第13特定期間末 (平成26年4月11日)	1,114	1,121	0.4564	0.4594
第14特定期間末 (平成26年10月14日)	993	999	0.4435	0.4465
第15特定期間末 (平成27年4月13日)	906	912	0.4297	0.4327
第16特定期間末 (平成27年10月13日)	777	783	0.3897	0.3927
平成26年10月末日	1,003	-	0.4519	-
11月末日	1,036	-	0.4763	-
12月末日	992	-	0.4636	-
平成27年1月末日	958	-	0.4472	-
2月末日	947	-	0.4439	-
3月末日	905	-	0.4270	-
4月末日	901	-	0.4319	-
5月末日	908	-	0.4383	-
6月末日	886	-	0.4309	-

7月末日	851	-	0.4184	-
8月末日	785	-	0.3933	-
9月末日	754	-	0.3763	-
10月末日	762	-	0.3838	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0065
第2特定期間	0.0400
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0340
第5特定期間	0.0300
第6特定期間	0.0300
第7特定期間	0.0300
第8特定期間	0.0300
第9特定期間	0.0300
第10特定期間	0.0250
第11特定期間	0.0190
第12特定期間	0.0180
第13特定期間	0.0180
第14特定期間	0.0180
第15特定期間	0.0180
第16特定期間	0.0180

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	10.3
第2特定期間	20.1
第3特定期間	3.1
第4特定期間	4.1
第5特定期間	5.8
第6特定期間	7.6
第7特定期間	8.4
第8特定期間	18.0
第9特定期間	9.6
第10特定期間	5.2
第11特定期間	27.7
第12特定期間	8.8
第13特定期間	5.3
第14特定期間	1.1
第15特定期間	0.9
第16特定期間	5.1

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1特定期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	2,629,095,816	77,789,024
第2特定期間	8,761,546,516	425,819,093
第3特定期間	5,135,772,292	487,302,676
第4特定期間	2,011,880,844	2,615,718,875
第5特定期間	488,429,094	3,466,642,018
第6特定期間	260,391,356	2,745,913,430
第7特定期間	175,633,748	2,004,268,227
第8特定期間	205,094,655	1,902,609,557
第9特定期間	138,510,945	1,096,271,038
第10特定期間	163,594,414	572,568,481
第11特定期間	116,557,648	1,579,935,616
第12特定期間	84,670,838	368,107,788
第13特定期間	68,672,226	456,022,333
第14特定期間	61,234,079	262,586,711
第15特定期間	83,807,714	214,168,692
第16特定期間	52,824,821	166,808,238

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。



## &lt;&lt; 参考情報 &gt;&gt;

データの基準日：2015年10月30日

## 基準価額・純資産の推移

(設定日(2007年12月27日)～2015年10月30日)



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。

(設定日：2007年12月27日)

※基準価額は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(税引前)

第90期	(2015.06.11)	30円
第91期	(2015.07.13)	30円
第92期	(2015.08.11)	30円
第93期	(2015.09.11)	30円
第94期	(2015.10.13)	30円
直近1年間累計		360円
設定来累計		4,065円

(注)分配金は1万円当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄一覧 (注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	投資比率
1	DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF	投資信託受益証券	ルクセンブルグ	97.28%
2	国内債券バッシブ・ファンド・マザーファンド	観投資信託受益証券	日本	1.56%

■DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)の内容

※DIAM International Ltdの現地月末データを基に作成しています。

組入銘柄一覧

投資対象通貨別配分

順位	銘柄名	通貨	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
1	地方公共団体金融機構	日本円	2.000%	2016/5/9	13.61%
2	韓国開発銀行	日本円	0.010%	2015/12/3	13.35%
3	スタンダードチャータード銀行	英ポンド	0.530%	2016/1/6	12.44%
4	フランス相互信用連合銀	オーストラリアドル	2.270%	2015/11/13	11.49%
5	豪州国債	オーストラリアドル	4.750%	2016/6/15	10.72%

※投資比率はDIAMマルチカレンシーファンド(JPY)の純資産総額に対する割合です。

ルーマニア・レイ	3.2%
英ポンド	12.4%
トルコ・リラ	11.5%
南アフリカ・ランド	11.2%
ブラジル・レアル	11.3%
メキシコ・ペソ	11.5%
インド・ルピー	11.8%
オーストラリア・ドル	23.3%
日本円	3.7%

※比率はDIAMマルチカレンシーファンド(JPY)の純資産総額に対する割合です。

※通貨別配分は為替予約取引等を含めた実質的な比率です。

■国内債券バッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書きは、当該資産の発行体の国または地域別です。

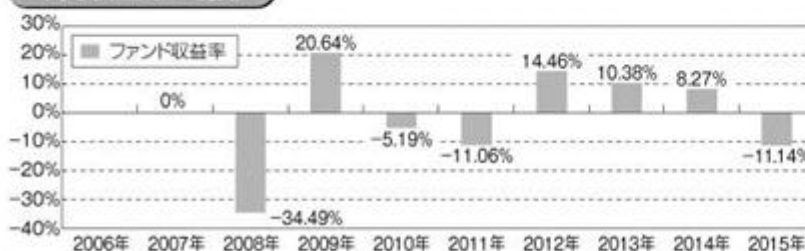
ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	81.89
内 日本	81.89
地方債証券	6.62
内 日本	6.62
特殊債証券	5.76
内 日本	5.76
社債券	5.31
内 日本	5.17
内 アメリカ	0.07
内 オランダ	0.05
内 イギリス	0.02
コールローン、その他の資産(負債控除後)	0.43
純資産総額	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	利率(%)	償還日	投資比率
1	339回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.400000	2025/6/20	1.08%
2	114回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.300000	2018/9/20	1.07%
3	118回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2019/6/20	1.07%
4	117回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2019/3/20	1.07%
5	103回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.300000	2017/3/20	1.07%
6	106回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2017/9/20	1.07%
7	122回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.100000	2019/12/20	1.07%
8	105回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2017/6/20	1.07%
9	116回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2018/12/20	1.00%
10	338回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.400000	2025/3/20	0.96%

## 年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2007年は設定日から年末までの収益率、および2015年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ロンドンの銀行、またはルクセンブルグの銀行の休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### ・お申込価額（発行価格）

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

### < 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### ・ お申込単位

各販売会社の定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

#### ・ お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・委託会社は、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、市場の閉鎖、D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスFの解約の受付が中止された場合、一定期間において大量の一部解約の請求が生じた場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。
- ・解約価額の照会方法等  
解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。  
当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。
  - ・販売会社へのお問い合わせ
  - ・委託会社への照会  
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>  
コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

資産	評価方法
外国投資信託	原則として計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
マザーファンド	計算日における基準価額で評価します。

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## （２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

信託期間は、原則として平成19年12月27日から無期限です。

ただし、下記「(5)その他 イ．償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## （４）【計算期間】

- a．計算期間は原則として毎月12日から翌月11日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
- b．上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## （５）【その他】

### イ．償還規定

- a．委託会社は、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b．委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c．上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事

情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ．信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からg.の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
- j. 上記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

## 八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## 二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

## ホ．運用報告書

・委託会社は、毎年4月11日、10月11日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

## 4【受益者の権利等】

### (1)収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2)償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

### (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年4月14日から平成27年10月13日まで）の財務諸表について、P w C あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## D I A M高金利通貨ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成27年4月13日現在	当 期 平成27年10月13日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	21,658,084	22,430,451
投資信託受益証券	882,118,248	750,165,668
親投資信託受益証券	11,810,321	11,892,957
流動資産合計	915,586,653	784,489,076
資産合計	915,586,653	784,489,076
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,327,505	5,985,555
未払解約金	2,290,923	434,389
未払受託者報酬	35,595	28,955
未払委託者報酬	676,487	550,292
その他未払費用	4,211	3,423
流動負債合計	9,334,721	7,002,614
負債合計	9,334,721	7,002,614
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 2,109,168,626	1 1,995,185,209
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 1,202,916,694	2 1,217,698,747
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	906,251,932	777,486,462
純資産合計	906,251,932	777,486,462
負債純資産合計	915,586,653	784,489,076

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前 期 自 平成26年10月15日 至 平成27年4月13日	当 期 自 平成27年4月14日 至 平成27年10月13日
営業収益		
受取配当金	36,503,280	34,596,120
受取利息	5,555	4,175
有価証券売買等損益	21,385,141	74,959,244
営業収益合計	15,123,694	40,358,949
営業費用		
受託者報酬	208,140	184,268
委託者報酬	3,955,717	3,501,842
その他費用	24,631	21,806
営業費用合計	4,188,488	3,707,916
営業利益又は営業損失（ ）	10,935,206	44,066,865
経常利益又は経常損失（ ）	10,935,206	44,066,865
当期純利益又は当期純損失（ ）	10,935,206	44,066,865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,158,608	325,450
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,246,386,535	1,202,916,694
剰余金増加額又は欠損金減少額	117,769,740	96,507,815
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	117,769,740	96,507,815
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,512,068	30,839,985
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,512,068	30,839,985
分配金	1 38,564,429	1 36,708,468
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,202,916,694	1,217,698,747

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2 . 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日の取扱い</p> <p>当ファンドは、原則として毎年4月11日及び10月11日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を平成27年4月13日、当特定期間末日を平成27年10月13日としております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	前 期 平成27年4月13日現在	当 期 平成27年10月13日現在
1 . 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,239,529,604円 83,807,714円 214,168,692円	2,109,168,626円 52,824,821円 166,808,238円
2 . 受益権の総数	2,109,168,626口	1,995,185,209口
3 . 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,202,916,694円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,217,698,747円であります。

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	前 期 自 平成26年10月15日 至 平成27年 4月13日	当 期 自 平成27年 4月14日 至 平成27年10月13日

<p>1 . 1 分配金の計算過程</p>	<p>（自平成26年10月15日 至平成26年11月11日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,142,097円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（46,020,235円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は52,162,332円（1万口当たり239.69円）であり、うち6,528,653円（1万口当たり30円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）</p> <p>（自平成26年11月12日 至平成26年12月11日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,902,361円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（45,370,725円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は51,273,086円（1万口当たり237.16円）であり、うち6,485,896円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成26年12月12日 至平成27年1月13日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,118,133円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（44,334,859円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は49,452,992円（1万口当たり231.08円）であり、うち6,420,233円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年4月14日 至平成27年5月11日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,342,145円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（39,077,092円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は44,419,237円（1万口当たり212.81円）であり、うち6,261,743円（1万口当たり30円）を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。）</p> <p>（自平成27年5月12日 至平成27年6月11日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,531,140円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（37,765,022円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は43,296,162円（1万口当たり209.60円）であり、うち6,197,001円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成27年6月12日 至平成27年7月13日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,168,783円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（36,938,235円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は42,107,018円（1万口当たり204.74円）であり、うち6,169,950円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>
-----------------------	---	--

<p>（自平成27年1月14日 至平成27年2月12日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,366,312円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（42,957,829円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は48,324,141円（1万口当たり226.22円）であり、うち6,408,588円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年7月14日 至平成27年8月11日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,126,752円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（35,522,506円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は40,649,258円（1万口当たり199.96円）であり、うち6,098,583円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成27年2月13日 至平成27年3月11日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,455,612円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,820,289円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は47,275,901円（1万口当たり221.83円）であり、うち6,393,554円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年8月12日 至平成27年9月11日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,067,091円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（33,972,822円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は39,039,913円（1万口当たり195.34円）であり、うち5,995,636円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成27年3月12日 至平成27年4月13日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,346,919円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,467,142円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は45,814,061円（1万口当たり217.21円）であり、うち6,327,505円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年9月12日 至平成27年10月13日）          計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,444,268円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（32,989,967円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は38,434,235円（1万口当たり192.63円）であり、うち5,985,555円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	前 期 自 平成26年10月15日 至 平成27年 4月13日	当 期 自 平成27年 4月14日 至 平成27年10月13日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である投資信託受益証券及び親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 平成27年4月13日現在	当 期 平成27年10月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左



（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前 期 平成27年4月13日現在	当 期 平成27年10月13日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	797,936	11,363,324
親投資信託受益証券	79,754	44,201
合計	877,690	11,407,525

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前 期 平成27年4月13日現在	当 期 平成27年10月13日現在
	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4297円 (4,297円)

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

## ( 1 ) 株式

該当事項はありません。

## ( 2 ) 株式以外の有価証券

平成27年10月13日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	D I A Mマルチカレンシーファンド( J P Y )クラスF	186,284	750,165,668	
投資信託受益証券	合計	186,284	750,165,668	
親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	9,608,918	11,892,957	
親投資信託受益証券	合計	9,608,918	11,892,957	
合計		9,795,202	762,058,625	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券及び「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」及び「投資信託受益証券」は、すべてこれらの受益証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成27年4月13日現在	平成27年10月13日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,151,451,857	2,224,478,564
国債証券		348,605,298,900	317,928,930,800
地方債証券		27,931,772,026	26,783,612,286
特殊債券		26,847,820,605	23,721,372,706
社債券		23,672,126,260	20,909,216,540
未収入金		2,124,570,000	-
未収利息		867,999,791	794,409,192
前払費用		18,642,816	9,719,715
流動資産合計		433,219,682,255	392,371,739,803
資産合計		433,219,682,255	392,371,739,803
負債の部			
流動負債			
未払金		1,381,073,080	-
未払解約金		290,832,000	210,279,000
流動負債合計		1,671,905,080	210,279,000
負債合計		1,671,905,080	210,279,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	351,120,330,661	316,855,478,878
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		80,427,446,514	75,305,981,925
元本等合計		431,547,777,175	392,161,460,803
純資産合計		431,547,777,175	392,161,460,803
負債純資産合計		433,219,682,255	392,371,739,803

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
--------------------	--

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成27年4月13日現在	平成27年10月13日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額	361,526,979,605円  36,360,907,049円 46,767,555,993円	351,120,330,661円  29,558,579,774円 63,823,431,557円
元本の内訳		
ファンド名		
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	9,645,634,389円	10,610,110,772円
D I A M国内債券インデックスファンド< D C年金>	10,870,098,702円	11,183,879,620円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 1 安定型	4,404,224,245円	4,560,763,857円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 2 安定・成長型	6,815,228,476円	6,939,063,876円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 3 成長型	2,856,630,373円	2,800,386,834円
D I A M D C バランス30インデックスファンド	1,675,287,547円	1,703,049,604円
D I A M D C バランス50インデックスファンド	1,837,488,279円	1,857,722,753円
D I A M D C バランス70インデックスファンド	256,932,141円	285,255,001円
マネックス資産設計ファンド< 隔月分配型>	139,964,830円	122,199,952円
マネックス資産設計ファンド< 育成型>	2,325,155,207円	2,386,777,943円
マネックス資産設計ファンドエポリューション	5,770,946円	6,346,875円
D I A M D C 8資産バランスファンド(新興国10)	165,746,592円	226,593,600円
D I A M D C 8資産バランスファンド(新興国20)	124,610,427円	159,689,036円
D I A M D C 8資産バランスファンド(新興国30)	38,306,870円	43,621,584円
投資のソムリエ	5,749,686,003円	7,603,993,960円
クルーズコントロール	1,911,715,086円	395,203,752円
投資のソムリエ< D C年金>	85,859,735円	125,186,249円

D I A M 8資産バランスファン ドN<DC年金>	398,819,232円	583,823,917円
D I A M DC バランス・F (成長型)	10,565,893円	27,996,987円
クルーズコントロール<DC年 金>	457,432円	126,052円
D I A Mコア資産設計ファンド (堅実型)	- 円	5,523,880円
D I A Mコア資産設計ファンド (積極型)	- 円	13,004,249円
みずほエマージングボンドオー プン	10,801,911円	10,801,911円
D I A M高金利通貨ファンド	9,608,918円	9,608,918円
D I A Mエマージング債券ファ ンド	9,450,010円	9,450,010円
D I A M国内債券パッシブファ ンド(適格機関投資家向け)	12,305,879,146円	12,016,292,940円
D I A Mアクティブアローケー ション私募ファンド(適格機関 投資家限定)	239,084,565円	1,279,005,279円
D I A Mワールドバランス25 VA(適格機関投資家限定)	713,320,583円	642,627,808円
D I A Mグローバル・バランス ファンド25VA(適格機関投 資家限定)	3,582,541,548円	1,837,672,697円
D I A Mグローバル・バランス ファンド50VA(適格機関投 資家限定)	394,061,208円	333,370,299円
D I A M国際分散バランスファ ンド30VA(適格機関投資家 限定)	238,697,075円	177,639,936円
D I A M国際分散バランスファ ンド50VA(適格機関投資家 限定)	656,311,026円	467,309,828円
D I A M国内重視バランスファ ンド30VA(適格機関投資家 限定)	228,482,535円	194,420,100円
D I A M国内重視バランスファ ンド50VA(適格機関投資家 限定)	236,189,996円	151,181,830円
D I A M世界バランスファンド 40VA(適格機関投資家限 定)	23,093,567,225円	16,332,125,844円
D I A M世界バランスファンド 50VA(適格機関投資家限 定)	8,347,691,769円	6,187,740,575円
D I A Mバランスファンド25 VA(適格機関投資家限定)	12,238,911,030円	10,375,754,139円
D I A Mバランスファンド3 7.5VA(適格機関投資家限 定)	4,830,446,182円	4,155,493,213円
D I A Mバランスファンド50 VA(適格機関投資家限定)	8,264,677,670円	7,170,742,145円

D I A Mグローバル・アセ ト・バランスV A (適格機関投 資家限定)	1,003,403,745円	840,840,673円
D I A Mグローバル・アセ ト・バランスV A 2 (適格機関 投資家限定)	4,480,597,125円	3,756,926,921円
D I A M アクサ グローバ ル バランスファンド30V A (適格機関投資家限定)	6,015,493,392円	5,189,873,187円
D I A M世界アセットバランス ファンドV A (適格機関投資家 向け)	8,709,092,304円	7,219,477,959円
D I A Mグローバル 私募ファ ンド(適格機関投資家向け)	495,049,617円	884,082,241円
D I A M世界バランスファンド 55V A (適格機関投資家限 定)	8,773,360,226円	7,050,158,468円
D I A M世界バランスファンド 35V A (適格機関投資家限 定)	8,433,706,171円	7,564,188,784円
D I A Mグローバル分散ファン ドV A (適格機関投資家限定)	686,276,383円	18,960,024円
D I A M世界アセットバランス ファンド2V A (適格機関投資 家限定)	105,238,300,655円	95,547,128,459円
D I A M世界アセットバランス ファンド40V A (適格機関投 資家限定)	1,615,752,425円	1,399,541,344円
D I A M世界アセットバランス ファンド25V A (適格機関投 資家限定)	9,158,612,659円	8,283,528,234円
D I A M世界アセットバランス ファンド3V A (適格機関投資 家限定)	33,182,504,720円	30,413,681,432円
D I A Mバランス30V A (適 格機関投資家限定)	503,645円	486,613円
D I A Mバランス50V A (適 格機関投資家限定)	376,687円	69,332,819円
D I A Mバランス70V A (適 格機関投資家限定)	103,886,601円	10,688,870円
D I A M世界アセットバランス ファンド4V A (適格機関投資 家限定)	37,044,764,182円	34,126,849,735円
D I A M世界バランス25V A (適格機関投資家限定)	672,622,857円	645,177,103円
D I A M国内バランス30V A (適格機関投資家限定)	174,887,472円	166,391,543円
D I A Mバランス20V A (適 格機関投資家限定)	580,331円	427,964,083円
D I A Mバランス40V A (適 格機関投資家限定)	607,205,864円	248,307,734円
D I A Mバランス60V A (適 格機関投資家限定)	5,448,798円	334,827円

計	351,120,330,661円	316,855,478,878円
2 . 受益権の総数	351,120,330,661口	316,855,478,878口

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年10月15日 至 平成27年 4月13日	自 平成27年 4月14日 至 平成27年10月13日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成27年4月13日現在	平成27年10月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありませぬ。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成27年4月13日現在	平成27年10月13日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	3,581,961,700	4,129,823,600
地方債証券	75,931,974	19,735,673
特殊債証券	38,248,892	48,505,831
社債証券	2,111,320	88,889,040
合計	3,694,031,246	3,972,693,056

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成27年2月17日から平成27年4月13日まで及び平成27年2月17日から平成27年10月13日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成27年4月13日現在	平成27年10月13日現在
1口当たり純資産額	1.2291円	1.2377円
（1万口当たり純資産額）	(12,291円)	(12,377円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

平成27年10月13日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	348回 利付国庫債券(2年)	2,500,000,000	2,503,125,000	
	349回 利付国庫債券(2年)	1,500,000,000	1,501,995,000	
	350回 利付国庫債券(2年)	2,000,000,000	2,002,820,000	
	354回 利付国庫債券(2年)	1,500,000,000	1,502,610,000	
	355回 利付国庫債券(2年)	3,000,000,000	3,005,490,000	
	102回 利付国庫債券(5年)	3,500,000,000	3,512,390,000	
	103回 利付国庫債券(5年)	4,500,000,000	4,519,260,000	
	105回 利付国庫債券(5年)	4,500,000,000	4,515,075,000	
	106回 利付国庫債券(5年)	4,500,000,000	4,517,370,000	
	107回 利付国庫債券(5年)	3,300,000,000	3,313,662,000	
	109回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	2,004,360,000	
	110回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	2,014,060,000	
	112回 利付国庫債券(5年)	1,500,000,000	1,515,465,000	
	113回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	2,015,260,000	
	114回 利付国庫債券(5年)	4,500,000,000	4,537,575,000	
	116回 利付国庫債券(5年)	3,500,000,000	3,520,020,000	
	117回 利付国庫債券(5年)	4,500,000,000	4,526,955,000	
	118回 利付国庫債券(5年)	4,500,000,000	4,528,080,000	
	120回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	2,012,940,000	
	121回 利付国庫債券(5年)	1,500,000,000	1,503,825,000	
	122回 利付国庫債券(5年)	4,500,000,000	4,510,305,000	
	123回 利付国庫債券(5年)	3,500,000,000	3,508,505,000	
	124回 利付国庫債券(5年)	2,500,000,000	2,505,250,000	
	2回 利付国庫債券(40年)	600,000,000	730,938,000	
	3回 利付国庫債券(40年)	1,000,000,000	1,218,390,000	
	4回 利付国庫債券(40年)	1,000,000,000	1,219,780,000	
	5回 利付国庫債券(40年)	800,000,000	930,384,000	
	6回 利付国庫債券(40年)	900,000,000	1,019,268,000	
	7回 利付国庫債券(40年)	800,000,000	857,816,000	
	8回 利付国庫債券(40年)	400,000,000	392,032,000	
	284回 利付国庫債券(10年)	1,300,000,000	1,326,091,000	
	285回 利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,536,390,000	
	286回 利付国庫債券(10年)	2,600,000,000	2,678,598,000	
	288回 利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,549,245,000	
	289回 利付国庫債券(10年)	3,200,000,000	3,303,936,000	
	290回 利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,033,730,000	
	293回 利付国庫債券(10年)	2,700,000,000	2,828,682,000	
	296回 利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,130,080,000	
	297回 利付国庫債券(10年)	3,300,000,000	3,444,210,000	
	299回 利付国庫債券(10年)	2,100,000,000	2,191,686,000	

301回	利付国庫債券(10年)	2,900,000,000	3,056,107,000	
303回	利付国庫債券(10年)	2,300,000,000	2,423,257,000	
305回	利付国庫債券(10年)	3,500,000,000	3,683,295,000	
306回	利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,649,075,000	
308回	利付国庫債券(10年)	1,300,000,000	1,375,530,000	
309回	利付国庫債券(10年)	2,000,000,000	2,097,540,000	
310回	利付国庫債券(10年)	2,800,000,000	2,929,388,000	
312回	利付国庫債券(10年)	2,200,000,000	2,329,514,000	
313回	利付国庫債券(10年)	3,500,000,000	3,733,765,000	
315回	利付国庫債券(10年)	2,200,000,000	2,341,284,000	
317回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,591,260,000	
318回	利付国庫債券(10年)	1,700,000,000	1,793,381,000	
319回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,594,590,000	
320回	利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,056,900,000	
321回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,177,480,000	
324回	利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,619,575,000	
325回	利付国庫債券(10年)	2,800,000,000	2,936,920,000	
326回	利付国庫債券(10年)	1,700,000,000	1,771,451,000	
328回	利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,586,425,000	
329回	利付国庫債券(10年)	1,300,000,000	1,364,142,000	
330回	利付国庫債券(10年)	3,200,000,000	3,359,072,000	
332回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,101,580,000	
333回	利付国庫債券(10年)	2,200,000,000	2,272,930,000	
334回	利付国庫債券(10年)	3,300,000,000	3,406,788,000	
335回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,068,190,000	
336回	利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,021,970,000	
337回	利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,510,075,000	
338回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,034,440,000	
339回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,029,640,000	
1回	利付国庫債券(30年)	100,000,000	129,366,000	
2回	利付国庫債券(30年)	100,000,000	124,193,000	
3回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	245,790,000	
4回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	263,318,000	
5回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	243,204,000	
6回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	249,190,000	
7回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	368,895,000	
8回	利付国庫債券(30年)	500,000,000	575,225,000	
11回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	452,256,000	
12回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	358,347,000	
13回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	352,938,000	
14回	利付国庫債券(30年)	500,000,000	621,490,000	
15回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	251,774,000	
16回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	503,116,000	
17回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	247,854,000	
18回	利付国庫債券(30年)	820,000,000	1,000,728,000	
19回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	243,956,000	
20回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	376,347,000	
21回	利付国庫債券(30年)	500,000,000	608,635,000	
22回	利付国庫債券(30年)	470,000,000	589,083,900	
23回	利付国庫債券(30年)	600,000,000	752,286,000	

24回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	376,260,000
25回	利付国庫債券(30年)	600,000,000	730,584,000
26回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,237,220,000
27回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,131,624,000
28回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	1,006,912,000
29回	利付国庫債券(30年)	1,100,000,000	1,365,606,000
30回	利付国庫債券(30年)	1,300,000,000	1,589,094,000
31回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,082,421,000
32回	利付国庫債券(30年)	1,400,000,000	1,713,558,000
33回	利付国庫債券(30年)	1,500,000,000	1,741,980,000
34回	利付国庫債券(30年)	1,500,000,000	1,809,870,000
35回	利付国庫債券(30年)	1,500,000,000	1,744,215,000
36回	利付国庫債券(30年)	1,700,000,000	1,976,828,000
37回	利付国庫債券(30年)	1,600,000,000	1,824,240,000
38回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,116,890,000
39回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	911,616,000
40回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,116,170,000
41回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	874,112,000
42回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,090,950,000
43回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,090,390,000
44回	利付国庫債券(30年)	1,100,000,000	1,198,802,000
45回	利付国庫債券(30年)	1,100,000,000	1,145,320,000
46回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	416,140,000
47回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	212,848,000
37回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	635,862,000
39回	利付国庫債券(20年)	400,000,000	425,088,000
40回	利付国庫債券(20年)	720,000,000	768,088,800
42回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	870,536,000
43回	利付国庫債券(20年)	860,000,000	956,732,800
45回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	993,645,000
46回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	550,115,000
47回	利付国庫債券(20年)	950,000,000	1,050,272,500
48回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	562,895,000
50回	利付国庫債券(20年)	780,000,000	857,719,200
51回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	665,724,000
52回	利付国庫債券(20年)	550,000,000	615,978,000
54回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	791,511,000
55回	利付国庫債券(20年)	810,000,000	909,775,800
57回	利付国庫債券(20年)	1,130,000,000	1,266,628,300
58回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	674,808,000
60回	利付国庫債券(20年)	990,000,000	1,081,367,100
61回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	851,512,000
62回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,364,142,000
64回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	681,762,000
65回	利付国庫債券(20年)	1,100,000,000	1,253,032,000
67回	利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	2,169,477,000
70回	利付国庫債券(20年)	1,250,000,000	1,483,975,000
72回	利付国庫債券(20年)	1,250,000,000	1,455,200,000
73回	利付国庫債券(20年)	1,190,000,000	1,378,745,900
75回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,637,790,000

78回	利付国庫債券(20年)	1,450,000,000	1,672,154,500	
81回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,630,314,000	
83回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,647,324,000	
85回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	2,003,314,000	
88回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,802,040,000	
90回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,670,928,000	
92回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,540,630,000	
93回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	822,836,000	
94回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	949,136,000	
95回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,816,980,000	
97回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,682,184,000	
99回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,667,708,000	
100回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,687,350,000	
102回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	2,092,615,000	
105回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,792,590,000	
107回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	2,033,829,000	
109回	利付国庫債券(20年)	1,600,000,000	1,873,584,000	
111回	利付国庫債券(20年)	1,800,000,000	2,180,610,000	
113回	利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	2,278,119,000	
114回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	2,039,915,000	
116回	利付国庫債券(20年)	2,200,000,000	2,670,910,000	
118回	利付国庫債券(20年)	1,000,000,000	1,187,270,000	
119回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,390,512,000	
121回	利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	2,227,788,000	
123回	利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	2,282,242,000	
125回	利付国庫債券(20年)	2,000,000,000	2,431,240,000	
128回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	1,054,071,000	
129回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	809,361,000	
130回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	1,965,200,000	
132回	利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	2,165,126,000	
134回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	1,038,969,000	
135回	利付国庫債券(20年)	1,000,000,000	1,138,940,000	
137回	利付国庫債券(20年)	2,000,000,000	2,274,920,000	
140回	利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	2,158,191,000	
141回	利付国庫債券(20年)	2,200,000,000	2,495,284,000	
143回	利付国庫債券(20年)	2,400,000,000	2,679,312,000	
145回	利付国庫債券(20年)	1,600,000,000	1,807,632,000	
146回	利付国庫債券(20年)	1,600,000,000	1,805,984,000	
147回	利付国庫債券(20年)	1,900,000,000	2,109,437,000	
148回	利付国庫債券(20年)	2,000,000,000	2,181,040,000	
149回	利付国庫債券(20年)	2,300,000,000	2,502,653,000	
150回	利付国庫債券(20年)	2,200,000,000	2,349,424,000	
151回	利付国庫債券(20年)	2,500,000,000	2,576,300,000	
152回	利付国庫債券(20年)	2,100,000,000	2,157,771,000	
153回	利付国庫債券(20年)	1,600,000,000	1,667,952,000	
国債証券 合計		293,420,000,000	317,928,930,800	
地方債証券	659回 東京都公募公債	203,500,000	211,951,355	
	664回 東京都公募公債	300,000,000	312,585,000	
	667回 東京都公募公債	300,000,000	315,300,000	
	680回 東京都公募公債	200,000,000	211,332,000	

685回	東京都公募公債	500,000,000	523,755,000	
688回	東京都公募公債	200,000,000	208,090,000	
697回	東京都公募公債	500,000,000	527,625,000	
701回	東京都公募公債	700,000,000	735,217,000	
708回	東京都公募公債	500,000,000	524,325,000	
720回	東京都公募公債	300,000,000	314,139,000	
726回	東京都公募公債	400,000,000	414,568,000	
19年度4回	北海道公募公債	300,000,000	309,492,000	
21年度6回	北海道公募公債	200,000,000	211,212,000	
22年度12回	北海道公募公債	200,000,000	211,506,000	
166回	神奈川県公募公債	300,000,000	314,829,000	
194回	神奈川県公募公債	300,000,000	312,336,000	
208回	神奈川県公募公債	300,000,000	304,569,000	
301回	大阪府公募公債	100,000,000	102,603,000	
307回	大阪府公募公債	100,000,000	103,478,000	
310回	大阪府公募公債	240,000,000	248,193,600	
319回	大阪府公募公債	200,000,000	209,436,000	
336回	大阪府公募公債	200,000,000	211,420,000	
345回	大阪府公募公債	300,000,000	316,359,000	
356回	大阪府公募公債	200,000,000	210,218,000	
364回	大阪府公募公債	300,000,000	311,073,000	
374回	大阪府公募公債	300,000,000	314,205,000	
26年度11回	京都府公募公債	350,000,000	352,044,000	
19年度2回	兵庫県公募公債	200,000,000	205,418,000	
26年度17回	兵庫県公募公債	200,000,000	200,000,000	
1回	兵庫県公募公債(12年)	300,000,000	317,790,000	
21年度5回	静岡県公募公債	197,000,000	206,804,690	
22年度8回	静岡県公募公債	200,000,000	209,034,000	
23年度9回	静岡県公募公債	200,000,000	210,720,000	
20年度4回	愛知県公募公債	100,000,000	104,474,000	
22年度6回	愛知県公募公債	200,000,000	210,036,000	
23年度20回	愛知県公募公債	500,000,000	529,460,000	
25年度4回	愛知県公募公債	300,000,000	313,722,000	
22年度1回	広島県公募公債	200,000,000	211,434,000	
21年度4回	埼玉県公募公債	440,000,000	462,607,200	
23年度2回	埼玉県公募公債	200,000,000	211,580,000	
26年度5回	埼玉県公募公債	400,000,000	408,032,000	
21年度3回	福岡県公募公債	200,000,000	211,186,000	
25年度11回	福岡県公募公債	200,000,000	205,762,000	
19年度5回	千葉県公募公債	300,000,000	310,770,000	
21年度6回	千葉県公募公債	200,000,000	210,314,000	
24年度7回	千葉県公募公債	300,000,000	311,262,000	
25年度5回	千葉県公募公債	200,000,000	208,940,000	
47回	共同発行市場公募地方債	161,600,000	165,373,360	
54回	共同発行市場公募地方債	400,000,000	412,544,000	
55回	共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,138,000	
57回	共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,850,000	
61回	共同発行市場公募地方債	300,000,000	311,100,000	
65回	共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,369,000	
75回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	528,275,000	

80回	共同発行市場公募地方債	700,000,000	740,733,000		
94回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	528,385,000		
99回	共同発行市場公募地方債	700,000,000	739,921,000		
106回	共同発行市場公募地方債	300,000,000	314,859,000		
109回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	528,425,000		
111回	共同発行市場公募地方債	700,000,000	733,138,000		
119回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	520,455,000		
121回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	511,825,000		
126回	共同発行市場公募地方債	793,900,000	826,616,619		
127回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	515,505,000		
128回	共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,799,000		
137回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	507,755,000		
139回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	506,275,000		
142回	共同発行市場公募地方債	500,000,000	496,650,000		
144回	共同発行市場公募地方債	400,000,000	401,272,000		
19年度5回	大阪市公募公債	135,000,000	139,444,200		
488回	名古屋市公募公債 10年	450,000,000	458,280,000		
18年度3回	京都市公募公債	101,700,000	104,228,262		
22年度3回	横浜市公募公債	200,000,000	210,224,000		
22年度5回	横浜市公募公債	200,000,000	211,468,000		
23年度4回	横浜市公募公債	450,000,000	473,985,000		
25年度2回	横浜市公募公債	400,000,000	419,400,000		
19年度7回	札幌市公募公債	300,000,000	310,197,000		
25年度4回	札幌市公募公債	200,000,000	208,214,000		
2回	川崎市公募公債 15年	100,000,000	107,042,000		
21年度2回	北九州市公募公債	200,000,000	210,356,000		
23年度1回	千葉市公募公債	200,000,000	213,304,000		
地方債証券 合計		25,722,700,000	26,783,612,286		
特殊債券	46回	日本政策投資銀行債券	200,000,000	207,666,000	
	25回	高速道路機構債	300,000,000	309,855,000	
	35回	高速道路機構債	400,000,000	414,944,000	
	48回	高速道路機構債	700,000,000	737,415,000	
	96回	高速道路機構債	700,000,000	727,048,000	
	116回	高速道路機構債	100,000,000	102,912,000	
	9回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	109,550,000	
	18回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	336,141,000	
	30回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	307,062,000	
	33回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	297,000,000	304,359,660	
	36回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	344,000,000	354,533,280	
	40回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	331,000,000	342,287,100	
	47回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	206,228,000	
54回	政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	516,080,000		



5 6 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	206,632,000	
6 0 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	707,000,000	739,776,520	
6 6 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	162,000,000	168,765,120	
6 7 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	401,000,000	419,409,910	
7 1 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	600,000,000	624,978,000	
7 8 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	700,000,000	732,270,000	
8 2 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	105,170,000	
8 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	314,094,000	
1 4 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	400,000,000	420,776,000	
1 8 0 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	1,000,000,000	1,039,040,000	
1 8 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	512,280,000	
1 9 3 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	525,095,000	
1 9 5 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	330,000,000	347,344,800	
2 4 1 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	504,580,000	
8 7 5 回 政保公営企業債券	482,000,000	494,478,980	
8 8 1 回 政保公営企業債券	500,000,000	516,150,000	
8 回 政保地方公営企業金融機構債券	651,000,000	683,790,870	
3 回 政保地方公共団体金融機構債券	101,000,000	106,391,380	
5 回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	525,010,000	
8 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	315,108,000	
1 0 回 政保地方公共団体金融機構債券	500,000,000	525,900,000	
1 5 回 政保地方公共団体金融機構債券	200,000,000	208,360,000	
2 0 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	316,776,000	
2 4 回 地方公共団体金融機構債券	300,000,000	317,076,000	
3 6 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	314,727,000	
4 4 回 政保地方公共団体金融機構債券	400,000,000	418,620,000	
5 0 回 政保地方公共団体金融機構債券	500,000,000	526,125,000	
6 4 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	306,225,000	
1 9 回 都市再生機構債券	200,000,000	209,366,000	
1 1 回 住宅金融支援機構債券	200,000,000	206,760,000	
3 7 回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	314,742,000	
6 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	67,992,000	73,711,487	
8 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	47,410,000	51,275,811	
9 回貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	70,248,000	76,060,319	
2 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	75,792,000	82,517,024	

1 3 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	34,069,000	35,994,920	
1 4 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	174,640,000	183,052,408	
4 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	45,129,000	46,917,462	
4 3 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	29,867,000	32,515,904	
4 4 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	110,736,000	120,583,752	
5 1 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	88,296,000	95,855,903	
1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	149,540,000	160,683,720	
2 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	249,600,000	267,553,728	
3 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	491,168,000	522,971,128	
7 5 5 号 利付商工債	260,000,000	260,689,000	
7 4 3 号 利附農林債	300,000,000	301,149,000	
7 5 3 号 利附農林債	300,000,000	300,354,000	
7 6 0 号 利附農林債	300,000,000	301,674,000	
7 6 4 号 利附農林債	500,000,000	502,035,000	
2 7 5 回 利附信金中金債	400,000,000	401,004,000	
2 8 2 回 利附信金中金債	300,000,000	300,975,000	
3 0 2 回 利附信金中金債	300,000,000	299,742,000	
1 7 1 号 利附商工債（3年）	200,000,000	200,090,000	
2 1 回 政保中日本高速道路債券	300,000,000	312,582,000	
5 回 中日本高速道路債券	200,000,000	210,030,000	
6 回 政保西日本高速道路債券	117,000,000	119,756,520	
5 5 回 鉄道建設運輸施設債	500,000,000	519,700,000	
特殊債券 合計	22,817,487,000	23,721,372,706	
社債券			
9 回 J P モルガン・チェース円貨債	200,000,000	202,882,000	
1 2 回 ゴールドマン・サックス円貨債	100,000,000	103,172,000	
2 2 回 中日本高速道路債券	300,000,000	312,093,000	
7 回 キリンホールディングス社債	100,000,000	105,725,000	
3 回 セブン&アイ・ホールディングス社債	100,000,000	104,803,000	
4 1 回 住友化学社債	100,000,000	105,345,000	
3 7 回 三菱化学社債	100,000,000	105,187,000	
1 2 回 武田薬品工業社債	100,000,000	100,450,000	
8 回 プリヂストン社債	200,000,000	200,480,000	
2 9 回 新日本製鐵社債	100,000,000	104,464,000	
6 4 回 新日本製鐵社債	100,000,000	105,506,000	
1 回 日本電産社債	100,000,000	100,447,000	
1 1 回 パナソニック社債	100,000,000	102,135,000	
5 6 回 日産自動車社債	100,000,000	101,167,000	
1 4 回 トヨタ自動車社債	200,000,000	209,032,000	
1 6 回 トヨタ自動車社債	100,000,000	101,915,000	
4 9 回 伊藤忠商事社債	100,000,000	105,543,000	
6 6 回 伊藤忠商事社債	200,000,000	200,754,000	
9 1 回 丸紅社債	100,000,000	100,521,000	
4 7 回 住友商事社債	100,000,000	102,146,000	
6 9 回 三菱商事社債	300,000,000	314,211,000	
4 8 回 クレディセゾン社債	100,000,000	102,853,000	
7 回 みずほコーポレート銀行社債	300,000,000	310,098,000	
2 9 回 みずほコーポレート銀行社債	500,000,000	502,050,000	

3 1 回	みずほコーポレート銀行社債	300,000,000	300,795,000	
3 2 回	みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	200,322,000	
7 回	みずほコーポレート銀行劣後社債	100,000,000	107,731,000	
1 3 4 回	三菱東京UFJ銀行社債	300,000,000	301,134,000	
1 4 0 回	三菱東京UFJ銀行社債	300,000,000	300,543,000	
7 回	東京三菱銀行劣後社債	200,000,000	214,966,000	
1 2 回	三菱東京UFJ銀行劣後社債	200,000,000	206,896,000	
2 5 回	三菱東京UFJ銀行劣後社債	200,000,000	209,722,000	
2 8 回	三菱東京UFJ銀行劣後社債	200,000,000	212,672,000	
3 2 回	三菱東京UFJ銀行劣後社債	300,000,000	321,126,000	
4 回	りそな銀行劣後社債	100,000,000	108,757,000	
6 回	りそな銀行劣後社債	100,000,000	107,276,000	
7 回	三菱UFJ信託銀行劣後債	200,000,000	211,430,000	
9 回	三菱UFJ信託銀行劣後債	100,000,000	107,164,000	
7 回	住友信託銀行劣後社債	100,000,000	102,632,000	
1 2 回	住友信託銀行劣後債	100,000,000	104,915,000	
1 0 回	三井住友信託銀行社債	200,000,000	202,482,000	
1 0 回	セブン銀行社債	100,000,000	103,477,000	
5 7 回	三井住友銀行社債	300,000,000	300,699,000	
1 0 回	三井住友銀行劣後社債	200,000,000	205,058,000	
1 1 回	三井住友銀行劣後社債	200,000,000	208,240,000	
2 0 回	三井住友銀行劣後社債	200,000,000	214,366,000	
2 2 回	三井住友銀行劣後社債	200,000,000	210,666,000	
2 3 回	三井住友銀行劣後社債	400,000,000	425,820,000	
1 0 回	みずほ銀行劣後特約付社債	100,000,000	103,907,000	
1 4 回	みずほ銀行劣後特約付社債	200,000,000	213,904,000	
2 0 回	日産フィナンシャルサービス社債	100,000,000	100,595,000	
1 7 回	ホンダファイナンス社債	100,000,000	100,421,000	
2 3 回	ホンダファイナンス社債	100,000,000	100,325,000	
1 5 回	トヨタファイナンス社債	200,000,000	215,436,000	
1 4 4 回	オリックス社債	100,000,000	102,681,000	
1 4 8 回	オリックス社債	200,000,000	202,920,000	
1 6 4 回	オリックス社債	100,000,000	103,006,000	
1 6 7 回	オリックス社債	200,000,000	200,994,000	
5 回	三井住友ファイナンス&リース社債	200,000,000	200,776,000	
1 5 回	三菱UFJリース社債	100,000,000	100,608,000	
3 9 回	野村ホールディングス社債	300,000,000	304,344,000	
4 6 回	野村ホールディングス社債	200,000,000	199,988,000	
8 回	野村ホールディングス社債	100,000,000	103,465,000	
3 8 回	三井不動産社債	200,000,000	211,046,000	
7 9 回	三菱地所社債	200,000,000	204,796,000	
9 0 回	三菱地所社債	100,000,000	103,833,000	
9 6 回	三菱地所社債	200,000,000	210,704,000	
8 4 回	住友不動産社債	100,000,000	100,376,000	
8 7 回	住友不動産社債	100,000,000	102,178,000	
8 回	エヌ・ティ・ティ都市開発社債	100,000,000	104,561,000	
7 回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	105,930,000	
1 5 回	東日本旅客鉄道社債	300,000,000	335,418,000	
1 9 回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	113,396,000	
5 2 回	東日本旅客鉄道社債	300,000,000	311,178,000	

5 6 回 東日本旅客鉄道社債	300,000,000	314,844,000	
1 0 回 西日本旅客鉄道社債	300,000,000	339,147,000	
5 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	110,286,000	
6 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	113,522,000	
1 0 回 東海旅客鉄道社債	190,000,000	194,791,800	
1 5 回 東海旅客鉄道社債	200,000,000	213,896,000	
2 3 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	105,071,000	
5 回 K D D I 社債	100,000,000	104,703,000	
5 4 回 日本電信電話社債	200,000,000	208,196,000	
6 0 回 日本電信電話社債	300,000,000	316,908,000	
1 5 回 N T T ドコモ社債	200,000,000	209,658,000	
4 5 5 回 東京電力社債	200,000,000	207,782,000	
5 4 2 回 東京電力社債	500,000,000	510,455,000	
4 7 6 回 中部電力社債	100,000,000	105,026,000	
4 8 0 回 中部電力社債	200,000,000	204,180,000	
4 9 6 回 中部電力社債	500,000,000	520,970,000	
4 1 0 回 関西電力社債	300,000,000	314,982,000	
4 8 6 回 関西電力社債	154,000,000	155,433,740	
4 9 2 回 関西電力社債	200,000,000	201,448,000	
4 9 3 回 関西電力社債	200,000,000	201,308,000	
3 1 0 回 中国電力社債	200,000,000	210,772,000	
3 7 7 回 中国電力社債	200,000,000	208,216,000	
2 6 0 回 北陸電力社債	100,000,000	109,163,000	
2 8 1 回 北陸電力社債	200,000,000	208,600,000	
4 7 3 回 東北電力社債	300,000,000	303,117,000	
2 3 7 回 四国電力社債	100,000,000	105,488,000	
2 5 3 回 四国電力社債	200,000,000	206,490,000	
4 2 3 回 九州電力社債	200,000,000	204,312,000	
4 2 4 回 九州電力社債	200,000,000	207,548,000	
4 2 6 回 九州電力社債	400,000,000	409,564,000	
3 2 0 回 北海道電力社債	200,000,000	201,502,000	
3 8 回 電源開発社債	300,000,000	307,932,000	
1 7 回 東京ガス社債	100,000,000	106,600,000	
9 回 大阪ガス社債	100,000,000	106,348,000	
1 8 回 大阪ガス社債	100,000,000	108,343,000	
2 7 回 N T T データ社債	100,000,000	103,960,000	
社債券 合計	20,144,000,000	20,909,216,540	
合計	362,104,187,000	389,343,132,332	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」は、「D I A M高金利通貨ファンド」が投資対象とする外国投資信託受益証券です。

D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスFはルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券です。2014年12月31日に会計期間が終了し、現地の公認会計士による財務諸表監査を受けて完了しています。以下の「純資産計算書」、「財務諸表に対する注記」及び「組み入れ投資有価証券明細」は、2014年12月31日現在の財務諸表の原文の一部を抜粋・翻訳したものです。

### 純資産計算書

2014年12月31日現在

（日本円で表示）

	注記	D I A Mマルチカレンシーファンド ( J P Y )	日本円
<b>資産</b>			
投資有価証券、時価	2.3		685,302,329
投資有価証券、原価			686,666,264
銀行預金			258,817,270
未収債券利息			2,153,154
<b>資産合計</b>			<b>946,272,753</b>
<b>負債</b>			
未払投資運用報酬、運用会社報酬およびAIFM報酬			1,402,404
為替先渡契約に係る未実現損失	2.6,12		11,228,655
未払管理手数料			368,237
未払専門家報酬			318,545
未払保管手数料			153,690
未払取引手数料			6,000
未払年次税（“Taxe d'abonnement”）			23,317
その他の未払金			102,703
<b>負債合計</b>			<b>13,603,551</b>
<b>純資産</b>			<b>932,669,202</b>
発行済ユニット数			
クラスF			196,082
1ユニット当たり純資産価値			
クラスF	日本円		4,757

**財務諸表に対する注記**

2014年12月31日現在

\*訳者注 財務諸表に対する注記は原文の一部を抜粋・翻訳したものです。

**注記2 - 重要な会計方針****2.1 財務諸表の表示**

当財務諸表は、共同投資のための事業体に関するルクセンブルグの規制に準拠して表示されている。

**2.2 勘定**

財務諸表は日本円で表示されている。日本円以外で作成された財務諸表は期末の為替レートで換算されている。

**2.3 投資有価証券**

証券取引所に上場している有価証券またはその他の規制市場で取引されている有価証券は、かかる証券取引所または市場での直近の終値で評価されている。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場している場合は、かかる有価証券の主要な市場を構成する証券取引所または市場での直近の終値で決定される。

証券取引所に上場していない有価証券またはその他の規制市場で取引されていない有価証券は、直近の入手可能な市場価格で評価される。

上述の価格が公正な市場価値を表さない有価証券は、合理的に予想可能な売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価される。

残存期間が12か月未満の短期金融市場有価証券の価値は、その市場価値であるものとみなされる。ただし、かかる市場価値が入手不可能であるか、または市場価値を表しておらず、当該有価証券が市場価値に近似する償却原価法で評価されている場合を除く。

ポートフォリオがその総資産のほとんどすべてを投資することを容認されている共同投資ファンドの株式またはユニットを含む、オープンエンド型投資ファンドの株式またはユニットは、直近で入手可能な算出された純資産価値で評価される。

**2.4 外貨換算**

ポートフォリオの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末の為替レートでポートフォリオの通貨に換算される。

ポートフォリオの通貨以外の通貨建ての利益および費用は、取引日の為替レートでポートフォリオの通貨に換算される。

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、購入日の為替レートで換算される。

為替取引による損益は、当期の成績を決定する損益計算書および純資産変動計算書に計上される。

**2.5 設定費**

設定費は5年間で償却される。

**2.6 為替先渡契約**

為替先渡契約は、満期までの残存期間に応じて、期末現在で適用される先物レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、損益計算書および純資産変動計算書に計上される。

**2.8 収入の認識**

分配金は分配原資から源泉徴収税を控除した純額で表示され、分配落ち日に収入として計上される。受取利息は発生主義に基づいて計上されている。

**注記3 - 2014年12月31日現在の為替レート**

2014年12月31日現在の為替レートは以下の通りである。

オーストラリア・ドル/日本円	=	98.1161	メキシコ・ペソ/日本円	=	8.1341
ブラジル・レアル/日本円	=	45.1038	ルーマニア・レイ/日本円	=	32.3573
ユーロ/日本円	=	145.0789	シンガポール・ドル/日本円	=	90.4800
イギリス・ポンド/日本円	=	186.9463	トルコ・リラ/日本円	=	51.2865
ハンガリー・フォリント/日本円	=	0.4595	アメリカ・ドル/日本円	=	119.8950

インド・ルピー/日本円	=	1.8994	南アフリカ・ランド/日本円	=	10.3637
アラブ首長国連邦・ディルハム/アメリカ・ドル	=	0.2723	日本円/アメリカ・ドル	=	0.0083
オーストラリア・ドル/アメリカ・ドル	=	0.8184	韓国・ウォン/アメリカ・ドル	=	0.0009
ブラジル・レアル/アメリカ・ドル	=	0.3762	メキシコ・ペソ/アメリカ・ドル	=	0.0678
カナダ・ドル/アメリカ・ドル	=	0.8634	マレーシア・リンギット/アメリカ・ドル	=	0.2860
スイス・フラン/アメリカ・ドル	=	1.0064	ノルウェー・クローネ/アメリカ・ドル	=	0.1334
チェコ・コルナ/アメリカ・ドル	=	0.0437	フィリピン・ペソ/アメリカ・ドル	=	0.0224
デンマーク・クローネ/アメリカ・ドル	=	0.1625	ポーランド・ズロチ/アメリカ・ドル	=	0.2815
ユーロ/アメリカ・ドル	=	1.2101	カタール・リアル/アメリカ・ドル	=	0.2746
イギリス・ポンド/アメリカ・ドル	=	1.5593	スウェーデン・クローナ/アメリカ・ドル	=	0.1277
香港・ドル/アメリカ・ドル	=	0.1290	シンガポール・ドル/アメリカ・ドル	=	0.7547
インドネシア・ルピア/アメリカ・ドル	=	0.0001	タイ・バーツ/アメリカ・ドル	=	0.0304
インド・ルピー/アメリカ・ドル	=	0.0158	台湾・ドル/アメリカ・ドル	=	0.0316
イスラエル・シェケル/アメリカ・ドル	=	0.2570	南アフリカ・ランド/アメリカ・ドル	=	0.0864

**注記12 - 為替先渡契約**

2014年12月31日現在、D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)において、為替先渡契約に係る未実現損失は11,228,655円である。

2014年12月31日現在、U B S A G ロンドンとの為替先渡契約の残高は以下の通りである。

通貨	購入金額	通貨	売却金額	満期日	未実現利益/(損失) (日本円)
南アフリカ・ランド	11,200,000	日本円	115,718,400	2015/1/21	(46,994)
トルコ・リラ	2,250,000	日本円	117,675,000	2015/1/21	(2,909,861)
インド・ルピー	65,000,000	日本円	124,475,000	2015/1/21	(1,632,521)

2014年12月31日現在、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ロンドンとの為替先渡契約の残高は以下の通りである。

通貨	購入金額	通貨	売却金額	満期日	未実現利益/(損失) (日本円)
ルーマニア・レイ	550,000	日本円	18,262,200	2015/1/21	(473,480)
イギリス・ポンド	200,000	日本円	37,351,560	2015/1/21	25,821
ブラジル・レアル	2,750,000	日本円	127,861,250	2015/1/21	(4,544,808)
メキシコ・ペソ	13,500,000	日本円	111,277,800	2015/1/21	(1,630,242)
日本円	24,278,722	イギリス・ポンド	130,000	2015/1/21	(16,570)

## 組み入れ投資有価証券明細

2014年12月31日現在

(日本円で表示)

額面	銘柄	通貨	取得原価	評価額	純資産価値に 対する比率
			日本円	日本円	%
<b>公認の証券取引所に上場されている、もしくはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券</b>					
<b>債券</b>					
<b>オーストラリア</b>					
1,000,000	AUSTRALIA(GOVERNMENT OF) 6.250% 15/04/15	オーストラ リア・ドル	<u>95,708,161</u>	<u>99,126,668</u>	<u>10.63</u>
	オーストラリア小計		<u>95,708,161</u>	<u>99,126,668</u>	<u>10.63</u>
<b>フランス</b>					
90,000,000	AGENCE FRANCAISE DEVELOPEMENT 1.800% 19/06/15	日本円	<u>91,575,000</u>	<u>90,630,000</u>	<u>9.72</u>
	フランス小計		<u>91,575,000</u>	<u>90,630,000</u>	<u>9.72</u>
	債券合計		<u>187,283,161</u>	<u>189,756,668</u>	<u>20.35</u>
<b>コマーシャルペーパー</b>					
<b>フランス</b>					
1,000,000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL ECP (AUD) 24/02/15	オーストラ リア・ドル	<u>100,951,245</u>	<u>97,705,248</u>	<u>10.48</u>
100,000,000	CREDIT AGRICOLE CD (JPY) 20/03/15	日本円	<u>100,000,000</u>	<u>100,000,000</u>	<u>10.72</u>
1,000,000	NATIXIS (PARIS) CP (AUD) 06/02/15	オーストラ リア・ドル	<u>98,436,525</u>	<u>97,843,677</u>	<u>10.49</u>
	フランス小計		<u>299,387,770</u>	<u>295,548,925</u>	<u>31.69</u>
<b>イギリス</b>					
100,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON)(JPY) CD 20/04/2015	日本円	<u>99,996,611</u>	<u>99,996,944</u>	<u>10.72</u>
100,000,000	MITSUBISHI UFJ TRUST AND BANKING CO (JPY) CD 15/01/15	日本円	<u>99,998,722</u>	<u>99,999,792</u>	<u>10.72</u>
	イギリス小計		<u>199,995,333</u>	<u>199,996,736</u>	<u>21.44</u>
	コマーシャルペーパー合計		<u>499,383,103</u>	<u>495,545,661</u>	<u>53.13</u>



投資有価証券合計

686,666,264685,302,32973.48

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成27年10月30日現在

資産総額	764,989,779円
負債総額	2,444,786円
純資産総額（ - ）	762,544,993円
発行済数量	1,986,683,836口
1口当たり純資産額（ / ）	0.3838円

（参考）

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成27年10月30日現在

資産総額	430,811,175,980円
負債総額	8,305,927,000円
純資産総額（ - ）	422,505,248,980円
発行済数量	341,074,950,939口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2387円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

##### 直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

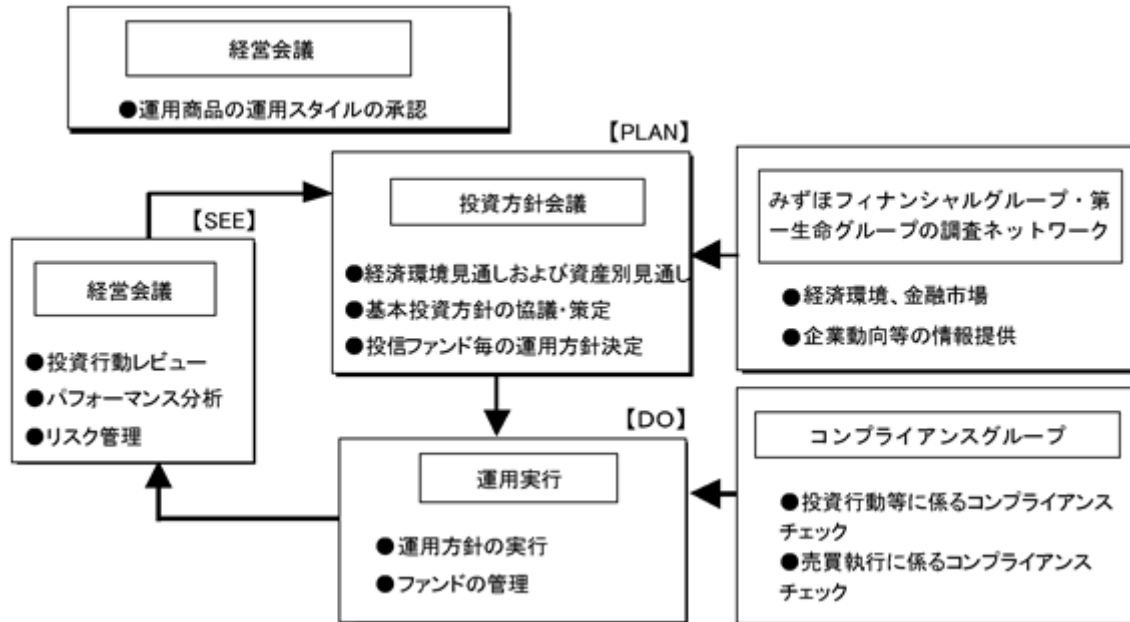
###### 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成27年10月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成27年10月30日現在、委託会社の運用する投資信託は394本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	5	23,257,375,581
追加型株式投資信託	353	5,925,127,729,592
単位型公社債投資信託	36	273,634,451,164
追加型公社債投資信託	0	0
合計	394	6,222,019,556,337

### 3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第30期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第31期中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	11,487,360	12,051,921
金銭の信託	10,952,459	14,169,657
前払費用	64,554	57,309
未収委託者報酬	3,854,410	4,622,292
未収運用受託報酬	1,415,502	1,737,052
未収投資助言報酬	2 255,218	2 312,206
未収収益	275,082	260,845
繰延税金資産	401,327	411,797
その他	23,246	46,782
流動資産計	28,729,163	33,669,865
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 122,181	1 138,967
車両運搬具	1 1,615	1 941
器具備品	1 140,023	1 243,908
建設仮勘定	29,509	49,116
無形固定資産		
商標権	1 195	1 101
ソフトウェア	1 1,188,444	1 1,702,633
ソフトウェア仮勘定	642,834	202,399
電話加入権	7,148	7,148
電信電話専用施設利用権	1 231	1 188
投資その他の資産		
投資有価証券	617,159	613,137
関係会社株式	2,119,074	2,316,596
繰延税金資産	622,698	582,861
差入保証金	731,197	733,907
その他	88,154	96,862
固定資産計	6,310,469	6,688,771
資産合計	35,039,633	40,358,637



（単位：千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	760,493	1,605,579
未払金	1,972,562	2,515,377
未払償還金	51,109	49,873
未払手数料	1,554,065	1,836,651
その他未払金	367,387	628,852
未払費用	2 1,466,924	2 2,196,267
未払法人税等	1,721,861	1,539,263
未払消費税等	195,272	671,243
賞与引当金	668,366	722,343
その他	10,000	30,000
流動負債計	6,795,481	9,280,074
固定負債		
退職給付引当金	947,759	868,928
役員退職慰労引当金	136,010	110,465
固定負債計	1,083,769	979,394
負債合計	7,879,251	10,259,468
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	22,488,744	25,417,784
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	17,130,000	19,480,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,735,451	5,314,491
株主資本計	26,917,222	29,846,262
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	243,159	252,905
評価・換算差額等計	243,159	252,905
純資産合計	27,160,381	30,099,168
負債・純資産合計	35,039,633	40,358,637

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位：千円 )

	第29期 ( 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 )		第30期 ( 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 )	
	営業収益			
委託者報酬	25,437,511		28,170,831	
運用受託報酬	6,328,414		7,064,021	
投資助言報酬	926,837		1,032,659	
その他営業収益	835,020		828,240	
営業収益計		33,527,783		37,095,752
営業費用				
支払手数料	11,284,530		12,416,659	
広告宣伝費	316,226		527,620	
公告費	319		288	
調査費	5,226,606		6,317,052	
調査費	3,635,440		4,129,778	
委託調査費	1,591,166		2,187,273	
委託計算費	356,496		385,121	
営業雑経費	540,260		488,963	
通信費	32,834		34,089	
印刷費	466,075		414,215	
協会費	25,048		24,177	
諸会費	38		37	
支払販売手数料	16,264		16,443	
営業費用計		17,724,440		20,135,705
一般管理費				
給料	5,009,676		5,260,910	
役員報酬	255,603		242,666	
給料・手当	4,171,884		4,378,307	
賞与	582,188		639,936	
交際費	34,917		37,625	
寄付金	2,515		2,697	
旅費交通費	232,436		242,164	
租税公課	103,775		127,947	
不動産賃借料	683,633		686,770	
退職給付費用	221,376		218,863	
固定資産減価償却費	561,503		628,056	
福利厚生費	32,812		33,310	
修繕費	9,184		13,807	
賞与引当金繰入額	668,366		722,343	
役員退職慰労引当金繰入額	47,298		50,327	
役員退職慰労金	6,528		25,501	
機器リース料	35		87	
事務委託費	215,100		231,303	
事務用消耗品費	67,394		67,208	
器具備品費	3,191		5,869	
諸経費	118,672		135,032	
一般管理費計		8,018,417		8,489,827
営業利益		7,784,925		8,470,220

（単位：千円）

	第29期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	15,024		17,346	
受取利息	2,318		2,404	
時効成立分配金・償還金	33,872		974	
為替差益	-		652	
雑収入	4,746		1,822	
営業外収益計		55,962		23,200
営業外費用				
為替差損	7,364		-	
金銭の信託運用損	213,744		163,033	
時効成立後支払分配金・償還金	-		65	
外国税支払損失	-		47,515	
雑損失	10,952		-	
営業外費用計		232,061		210,614
経常利益		7,608,826		8,282,806
特別損失				
固定資産除却損	1	22	1	12,988
固定資産売却損	2	1,448	2	-
ゴルフ会員権売却損		-		1,080
関係会社株式評価損		-		202,477
特別損失計		1,470		216,547
税引前当期純利益		7,607,355		8,066,259
法人税、住民税及び事業税		2,934,516		2,969,684
法人税等調整額		13,207		29,428
法人税等合計		2,921,308		2,940,256
当期純利益		4,686,047		5,126,003

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
会計方針の変 更による累積 的影響額									
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
当期変動額									
剰余金の配当							3,096,000	3,096,000	3,096,000
別途積立金の 積立				800,000			800,000	-	-
当期純利益							4,686,047	4,686,047	4,686,047
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	800,000	-	-	790,047	1,590,047	1,590,047
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	103,768	25,430,943
会計方針の変 更による累積 的影響額		
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	103,768	25,430,943
当期変動額		
剰余金の配当		3,096,000
別途積立金の 積立		-
当期純利益		4,686,047
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	139,391	139,391
当期変動額合計	139,391	1,729,438
当期末残高	243,159	27,160,381

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222
会計方針の変 更による累積 的影響額							131,037	131,037	131,037
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259
当期変動額									
剰余金の配当							2,328,000	2,328,000	2,328,000
別途積立金の 積立				2,350,000			2,350,000	-	-
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,350,000	-	-	448,003	2,798,003	2,798,003
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変 更による累積 的影響額		131,037
会計方針の変更 を反映した当期 首残高	243,159	27,291,419
当期変動額		
剰余金の配当		2,328,000
別途積立金の 積立		-
当期純利益		5,126,003
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	9,746	9,746
当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

## 重要な会計方針

項目	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
7. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が203,600千円減少し、繰越利益剰余金が131,037千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,168千円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

### 1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
建物	562,127	582,075
車両運搬具	3,308	3,981
器具備品	664,016	735,461
商標権	742	836
ソフトウェア	1,502,289	2,015,473
電信電話専用施設利用権	1,365	1,408

### 2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	255,084	311,994
流動負債	未払費用	392,646	492,035

## （損益計算書関係）

## 1. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
器具備品	22	0
ソフトウェア	0	12,988

## 2. 固定資産売却損の内訳

（千円）

	第29期 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
器具備品	1,448	-

## （株主資本等変動計算書関係）

## 第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通 株式	3,096,000	129,000	平成25年3月31日	平成25年7月1日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日



第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等でありませ

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

#### 第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	11,487,360	11,487,360	-
(2) 金銭の信託	10,952,459	10,952,459	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	536,913	536,913	-
資産計	22,976,732	22,976,732	-
(1) 未払法人税等	1,721,861	1,721,861	-
負債計	1,721,861	1,721,861	-

#### 第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	-
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	532,891	532,891	-
資産計	26,754,470	26,754,470	-
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	-
負債計	1,539,263	1,539,263	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
非上場株式	80,246	80,246
関係会社株式	2,119,074	2,316,596
差入保証金	731,197	733,907

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度において、関係会社株式について202,477千円の減損処理を行っております。

差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第29期（平成26年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	11,486,870	-	-	-
合計	11,486,870	-	-	-

## 第30期（平成27年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,051,921	-	-	-
合計	12,051,921	-	-	-

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第29期の貸借対照表計上額2,119,074千円、第30期の貸借対照表計上額2,316,596千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第29期（平成26年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	522,887	146,101	376,785
債券	-	-	-
その他（投資信託）	4,551	3,000	1,551
小計	527,439	149,101	378,337
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	9,474	10,000	526
小計	9,474	10,000	526
合計	536,913	159,101	377,811

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第30期（平成27年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	516,710	146,101	370,608
債券	-	-	-
その他（投資信託）	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	532,891	159,101	373,789

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	10,952,459	1,628,835

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第29期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	936,125	1,079,828
会計方針の変更による累積的影響額	-	203,600
会計方針の変更を反映した期首残高	936,125	876,227
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の発生額	14,996	10,345
退職給付の支払額	34,684	49,633
過去勤務費用の発生額	24,260	-
退職給付債務の期末残高	1,079,828	973,035

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,079,828	973,035
未積立退職給付債務	1,079,828	973,035
未認識数理計算上の差異	112,660	89,550
未認識過去勤務費用	19,408	14,556
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928
退職給付引当金	947,759	868,928
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の費用処理額	35,858	33,455
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
確定給付制度に係る退職給付費用	179,840	174,402

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第29期	第30期
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
割引率	1.5%	0.89%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第29期事業年度41,536千円、第30期事業年度43,461千円であり  
ます。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期	第30期
	(平成26年3月31日現在)	(平成27年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	123,518	118,238
未払事業所税	5,841	5,527
賞与引当金	238,205	239,095
未払法定福利費	31,036	30,557
未払確定拠出年金掛金	2,724	2,650
外国税支払損失	-	15,727
減価償却超過額（一括償却資産）	3,183	2,158
減価償却超過額	152,470	130,844
繰延資産償却超過額（税法上）	10,908	2,710
退職給付引当金	337,781	281,232
役員退職慰労引当金	48,474	35,724
ゴルフ会員権評価損	2,138	1,940
関係会社株式評価損	121,913	176,106
繰延税金資産合計	1,078,198	1,042,515
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	54,172	47,855
繰延税金負債合計	54,172	47,855
差引繰延税金資産の純額	1,024,025	994,659

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は89,582千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は94,466千円増加し、その他有価証券評価差額金は12,335千円増加しております。



## (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## 第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

## (1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	25,437,511	7,255,251	835,020	33,527,783

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## 第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

## (1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## (関連当事者との取引)

## (1) 親会社及び法人主要株主等

## 第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	2,102 億円	生命保険業	(被所有) 直接 50%	兼務1名, 出向2名, 転籍3名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	801,412	未収投資 助言報酬	212,159

## 第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他 の 関 係 会 社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	3,431 億円	生命保険業	(被所有) 直接 50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	862,448	未収投資 助言報酬	237,575

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## (2)子会社等

## 第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	627,855	未払費用	224,758
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	251,110	未払費用	97,587

## 第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	658,756	未払費用	235,583
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	383,980	未払費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	Central Singapore	1,100,000千円	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	増資の引受	400,000	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## (3)兄弟会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行 (旧株式 会社みず ほコーポ レート銀 行)	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,629,874	未払 手数料	224,525
								預金の預入 (純額)	775,579	現金・ 預金	10,724,847
								受取利息	2,073	未収 収益	12
	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	432,201	-	-
							預金の引出 (純額)	203,876			
	みずほ第 一ファイ ナンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り資 産の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	287,136	未払 費用	155,413
							業務委託料 の支払	11,810	未払金	2,646	
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 追加 (純額)	1,000,000	金銭の 信託	10,952,459
							信託報酬の 支払	7,933			

## 第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他の 関係 会社 の子 会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投 資信託の販 売、預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料  預金の預入 (純額)  受取利息	2,217,439  551,351  2,139	未払 手数料  現金・ 預金  未収 収益	306,365  11,276,198  71
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	兼務 1名	当社預り資 産の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払  業務委託料 の支払	407,531  8,540	未払 費用  未払金	240,725  6,501
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託財 産の運用	信託元本の 追加 (純額)  信託報酬の 支払	3,500,000  8,254	金銭の 信託	14,169,657

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

## （1株当たり情報）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	1,131,682円58銭	1,254,132円02銭
1株当たり当期純利益金額	195,251円97銭	213,583円46銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（注3）「会計方針の変更」に記載の通り、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が5,718円34銭増加し、1株当たり当期純利益金額が258円46銭増加しております。

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第31期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		10,613,571
金銭の信託		14,000,363
前払費用		141,040
未収委託者報酬		4,528,913
未収運用受託報酬		2,131,544
未収投資助言報酬		268,863
未収収益		240,459
繰延税金資産		392,452
その他		37,555
	流動資産計	32,354,763
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	200,557
車両運搬具	1	745
器具備品	1	246,491
無形固定資産		
商標権	1	54
ソフトウェア	1	1,688,242
ソフトウェア仮勘定		142,901
電話加入権		7,148
電信電話専用施設利用権	1	167
投資その他の資産		
投資有価証券		574,051
関係会社株式		2,316,596
繰延税金資産		600,727
差入保証金		771,427
その他		90,932
	固定資産計	6,640,044
資産合計		38,994,807

（単位：千円）

	第31期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	956,031
未払金	2,105,195
未払収益分配金	44
未払償還金	49,873
未払手数料	1,770,062
その他未払金	285,213
未払費用	1,927,420
未払法人税等	1,486,583
未払消費税等	289,515
賞与引当金	724,368
その他	20,000
流動負債計	7,509,114
固定負債	
退職給付引当金	920,913
役員退職慰労引当金	137,750
固定負債計	1,058,663
負債合計	8,567,778
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	25,771,823
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	22,030,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	3,118,530
株主資本計	30,200,301
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	226,727
評価・換算差額等計	226,727
純資産合計	30,427,029
負債・純資産合計	38,994,807



## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日至平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	15,465,477	
運用受託報酬	3,695,539	
投資助言報酬	510,549	
その他営業収益	383,893	
	営業収益計	20,055,459
営業費用		
支払手数料	6,672,717	
広告宣伝費	217,738	
公告費	129	
調査費	3,678,769	
調査費	2,272,268	
委託調査費	1,406,500	
委託計算費	207,057	
営業雑経費	280,193	
通信費	17,208	
印刷費	226,482	
協会費	11,849	
諸会費	17	
支払販売手数料	24,635	
	営業費用計	11,056,605
一般管理費		
給料	2,351,238	
役員報酬	121,094	
給料・手当	2,230,144	
交際費	19,774	
寄付金	2,156	
旅費交通費	119,653	
租税公課	94,838	
不動産賃借料	363,395	
退職給付費用	114,178	
固定資産減価償却費	1 362,235	
福利厚生費	10,385	
修繕費	30,844	
賞与引当金繰入額	724,368	
役員退職慰労引当金繰入額	27,285	
機器リース料	76	
事務委託費	137,814	
事務用消耗品費	33,473	
器具備品費	14,115	
諸経費	84,703	
	一般管理費計	4,490,538
営業利益		4,508,315

(単位:千円)

	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日至平成27年9月30日)	
営業外収益		
受取配当金	8,323	
受取利息	1,015	
雑収入	5,491	
		営業外収益計 14,830
営業外費用		
為替差損	3,664	
金銭の信託運用損	166,406	
		営業外費用計 170,070
経常利益		4,353,076
特別損失		
固定資産除却損	182	
固定資産売却損	2,654	
ゴルフ会員権評価損	3,806	
		特別損失計 6,642
税引前中間純利益		4,346,433
法人税、住民税及び事業税		1,434,006
法人税等調整額		14,388
法人税等合計		1,448,394
中間純利益		2,898,038

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自平成27年4月1日至平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
当中間期変動額									
剰余金の配当							2,544,000	2,544,000	2,544,000
別途積立金の 積立				2,550,000			2,550,000	-	-
中間純利益							2,898,038	2,898,038	2,898,038
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)									
当中間期変動額 合計	-	-	-	2,550,000	-	-	2,195,961	354,038	354,038
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	3,118,530	25,771,823	30,200,301

	評価・換算差額等	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	252,905	30,099,168
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,544,000
別途積立金の 積立		-
中間純利益		2,898,038
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)	26,178	26,178
当中間期変動額 合計	26,178	327,860
当中間期末残高	226,727	30,427,029

## 重要な会計方針

項目	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 車両運搬具 … 6年 器具備品 … 3～20年 (2)無形固定資産：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 追加情報

第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
<p>当社は、平成27年9月30日開催の取締役会の決議に基づき、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」)の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」)、及び新光投信株式会社(以下「新光投信」)の機能統合に向けた具体的な準備を開始すべく、同日付で当社、TB、MHAM及び新光投信の間で「統合基本合意書」を締結いたしました。今後、統合に必要な各社の取締役会決議及び株主総会決議、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成28年度上期中の統合を予定しております。</p>

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第31期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)																		
1. 固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">...</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">596,463千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">4,178千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">499,246千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">883千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">2,309,177千円</td> </tr> <tr> <td>電信電話専用施設利用権</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">1,429千円</td> </tr> </table>	建物	...	596,463千円	車両運搬具	...	4,178千円	器具備品	...	499,246千円	商標権	...	883千円	ソフトウェア	...	2,309,177千円	電信電話専用施設利用権	...	1,429千円
建物	...	596,463千円																	
車両運搬具	...	4,178千円																	
器具備品	...	499,246千円																	
商標権	...	883千円																	
ソフトウェア	...	2,309,177千円																	
電信電話専用施設利用権	...	1,429千円																	

(中間損益計算書関係)

項目	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)						
1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">有形固定資産</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">...</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">68,441千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">...</td> <td style="text-align: right;">293,794千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	...	68,441千円	無形固定資産	...	293,794千円
有形固定資産	...	68,441千円					
無形固定資産	...	293,794千円					

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

## (金融商品関係)

第31期中間会計期間末（平成27年9月30日現在）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,613,571	10,613,571	-
(2) 金銭の信託	14,000,363	14,000,363	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	493,805	493,805	-
資産計	25,107,739	25,107,739	-
(1) 未払法人税等	1,486,583	1,486,583	-
負債計	1,486,583	1,486,583	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

## 負債

### (1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	80,246
関係会社株式	2,316,596
差入保証金	771,427

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

差入保証金は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## （有価証券関係）

第31期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）			
1．満期保有目的の債券 該当事項はありません。			
2．子会社株式及び関連会社株式 関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,316,596千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
3．その他有価証券			
区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	477,924	146,101	331,822
債券	-	-	-
その他（投資信託）	15,880	13,000	2,880
小計	493,805	159,101	334,703
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	493,805	159,101	334,703
（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

## （金銭の信託関係）

第31期中間会計期間末 （平成27年9月30日現在）
1．満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。
2．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） 該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

第31期中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

## 1．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。



## 2．関連情報

## (1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	15,465,477	4,206,088	383,893	20,055,459

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)		
1株当たり純資産額	1,267,792円	89銭
1株当たり中間純利益金額	120,751円	62銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。		

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
中間純利益	2,898,038千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,898,038千円
期中平均株式数	24,000株

## （重要な後発事象）

第31期中間会計期間  
（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会において、子会社であるDIAM International Ltdの増資引受を決議いたしました。

## 1．増資引受の理由

子会社の財務基盤強化のため。

## 2．子会社の概要

商号 : DIAM International Ltd

主な事業内容 : 資産運用業

増資前の資本金 : 4,000千ポンド

当社出資比率 : 100%

## 3．増資の概要

金額 : 5,000千ポンド

増資後の資本金 : 9,000千ポンド

払込日 : 平成27年10月5日

増資後の当社出資比率 : 100%

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

平成25年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

## a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

## b. 資本金の額

平成27年3月末日現在 247,369百万円

## c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託銀行業務を営んでいます。

## (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
ソニー銀行株式会社	31,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
立花証券株式会社	6,695	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東洋証券株式会社	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	5,957	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成27年3月末日現在

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

## 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2) 目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）
- (3) 請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。  
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。  
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。  
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。  
（委託会社の略称：D I A M、当ファンドの略称：通貨セレクシ）

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年12月2日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴 田 光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M高金利通貨ファンドの平成27年4月14日から平成27年10月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M高金利通貨ファンドの平成27年10月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

D I A Mアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。